

令和三年秋田県議会第二回定例会会議録

第四号

議事日程第四号

令和三年九月二十一日（火曜日）

午前十時開議

第一、一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

午前十時開議

本日の出席議員

一	番	小野一彦	二	番	松田豊臣	三	番	鳥井修	四	番	瓜生望	五	番	島田薫	六	番	宇佐見康人	七	番	住谷達	八	番	児玉政明	九	番	薄井司	十	番	加賀屋千鶴子	十一	番	吉方清彦	十二	番	小山緑郎	十三	番	鈴木真実	十四	番	佐々木雄太	十五	番	杉本俊比古	十六	番	鈴木健太	十七	番	加藤麻里	十八	番	小原正晃	十九	番	佐藤正一郎	二十	番	三浦茂人	二十一	番	佐藤信喜	二十二	番	今川雄策	二十三	番	高橋武浩	二十四	番	工藤嘉範	二十五	番	近藤健一郎	二十六	番	竹下博英	二十七	番	石川ひとみ	二十八	番	渡部英治	二十九	番	渡部寛	三十	番	石田博	三十一	番	東海林ひとみ	三十二	番	原幸子	三十三	番	北林丈正	三十四	番	高橋武浩	三十五	番	佐藤健一郎	三十六	番	小松隆明	三十七	番	三浦英一	三十八	番	土谷勝悦	三十九	番	鈴木洋一	四十	番	鶴田有司	四十一	番	川口洋一	四十二	番	北林康司	四十三	番	北林康司	四十四	番	鶴田有司	四十五	番	柴田正敏	四十六	番	土谷勝悦	四十七	番	鈴木洋一	四十八	番	小松隆明	四十九	番	加藤欽一	五十	番	佐藤賢一郎	五十一	番	工藤嘉範	五十二	番	近藤健一郎	五十三	番	渡部英治	五十四	番	渡部英治	五十五	番	渡部英治	五十六	番	渡部英治	五十七	番	渡部英治	五十八	番	渡部英治	五十九	番	渡部英治	六十	番	渡部英治	六十一	番	渡部英治	六十二	番	渡部英治	六十三	番	渡部英治	六十四	番	渡部英治	六十五	番	渡部英治	六十六	番	渡部英治	六十七	番	渡部英治	六十八	番	渡部英治	六十九	番	渡部英治	七十	番	渡部英治	七十一	番	渡部英治	七十二	番	渡部英治	七十三	番	渡部英治	七十四	番	渡部英治	七十五	番	渡部英治	七十六	番	渡部英治	七十七	番	渡部英治	七十八	番	渡部英治	七十九	番	渡部英治	八十	番	渡部英治	八十一	番	渡部英治	八十二	番	渡部英治	八十三	番	渡部英治	八十四	番	渡部英治	八十五	番	渡部英治	八十六	番	渡部英治	八十七	番	渡部英治	八十八	番	渡部英治	八十九	番	渡部英治	九十	番	渡部英治	九十一	番	渡部英治	九十二	番	渡部英治	九十三	番	渡部英治	九十四	番	渡部英治	九十五	番	渡部英治	九十六	番	渡部英治	九十七	番	渡部英治	九十八	番	渡部英治	九十九	番	渡部英治	百	番	渡部英治
---	---	------	---	---	------	---	---	-----	---	---	-----	---	---	-----	---	---	-------	---	---	-----	---	---	------	---	---	-----	---	---	--------	----	---	------	----	---	------	----	---	------	----	---	-------	----	---	-------	----	---	------	----	---	------	----	---	------	----	---	-------	----	---	------	-----	---	------	-----	---	------	-----	---	------	-----	---	------	-----	---	-------	-----	---	------	-----	---	-------	-----	---	------	-----	---	-----	----	---	-----	-----	---	--------	-----	---	-----	-----	---	------	-----	---	------	-----	---	-------	-----	---	------	-----	---	------	-----	---	------	-----	---	------	----	---	------	-----	---	------	-----	---	------	-----	---	------	-----	---	------	-----	---	------	-----	---	------	-----	---	------	-----	---	------	-----	---	------	----	---	-------	-----	---	------	-----	---	-------	-----	---	------	-----	---	------	-----	---	------	-----	---	------	-----	---	------	-----	---	------	-----	---	------	----	---	------	-----	---	------	-----	---	------	-----	---	------	-----	---	------	-----	---	------	-----	---	------	-----	---	------	-----	---	------	-----	---	------	----	---	------	-----	---	------	-----	---	------	-----	---	------	-----	---	------	-----	---	------	-----	---	------	-----	---	------	-----	---	------	-----	---	------	----	---	------	-----	---	------	-----	---	------	-----	---	------	-----	---	------	-----	---	------	-----	---	------	-----	---	------	-----	---	------	-----	---	------	----	---	------	-----	---	------	-----	---	------	-----	---	------	-----	---	------	-----	---	------	-----	---	------	-----	---	------	-----	---	------	-----	---	------	---	---	------

四十番 柴田正敏 四十一番 川口一
 四十二番 鶴田有司 四十三番 北林康司

地方自治法第二百一十一条による出席者

知事 佐竹敬久
 副知事 神部秀行
 副知事 猿田和三
 理事 陶山さなえ
 総務部長 松本欣也
 総務部危機管理監(兼) 土田元
 企画振興部長 鶴田嘉裕
 あきた未来創造部長 小野正則
 観光文化スポーツ部長 嘉藤正和
 健康福祉部長 佐々木薫
 生活環境部長 柳田高人
 農林水産部長 佐藤幸盛
 産業労働部長 佐藤徹
 建設部長 佐藤秀治
 会計管理者(兼) 奈良聡
 出納局長

財政課長 村田詠吾
 教育委員会教育長 安田浩幸
 警察本部長 久田誠

●議長(柴田正敏議員) これより本日の会議を開きます。

諸般の報告は、お手元に配付してあります議長報告のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

議長 報告 (朗読省略)

一、委員会に付託した請願は、別紙請願文書表(第一号)のとおりである。

【令和三年第二回定例会(九月議会) 請願文書表(第一号)は巻末に登載】

●議長(柴田正敏議員) 日程第一、一般質問を行います。

本日は、四番瓜生望議員、十番加賀屋千鶴子議員、一番小野一彦議員の一般質問を許可することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長(柴田正敏議員) 御異議ないものと認めます。まず、四番瓜生議員の発言を許します。

【四番(瓜生望議員)登壇】(拍手)

●四番(瓜生望議員) おはようございます。自由民主党会派の瓜生望です。

当選させていただいたばかりの、まだまだ経験が浅い私に、このたび質問する機会を与えてくださった先輩、同僚議員の皆様深く感謝を申し上げます。そして、日頃から私を支援してくださっている皆様にこの

場をおかりしてお礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が始まってから一年半以上が経過し、地域経済や県民の生活に大きな影響を与えています。厳しい経営環境にある事業者の方々や、生活に困窮している方々など、今まさに苦しい思いをされている方々への支援と合わせて、この先を見据えた将来ビジョンを描き、実現させていかなければいけません。

本県においては、この機をどう捉えるかが重要です。少子高齢化、健康寿命の延伸、人口減少問題など多くの課題が山積している状況ではありますが、このピンチもチャンスと捉えるべきです。様々な分野で秋田モデルが生まれ、本県の課題解決、そして日本の未来の課題解決にもつながっていくよう、私自身も日々勉強や挑戦をまいります。引き続き御指導、御鞭撻をいただきますようお願いをしまして、一般質問に入らせていただきます。

はじめに、八郎湖のこれらについてお伺いします。

まず、これまでの水質保全対策に対する評価についてであります。

七月下旬、八郎湖や馬踏川周辺を地元市議会議員とともに視察をしてみいました。今年の梅雨明けは例年より二十日ほど早く、三十度以上も連日記録し、降雨量も例年と比べると少ない状況ということもあって、八郎湖や馬踏川にはアオコが発生しており、街はアオコの異臭が漂っていました。

そもそも、私が生まれ、物心ついた頃には、既に八郎湖はお世辞にもきれいと言える状態ではありませんでしたが、以前から、八郎湖の水質問題は一刻も早く改善すべき問題と想っており、今回改めて、八郎湖について調べました。昭和三十二年五月に始まった八郎湖の干拓ですが、全ての事業が終了したのが昭和五十二年の三月です。翌年の昭和五十三年の夏には、八郎湖の比較的広範囲でアオコが確認されたそうです。皮肉なもので、私が大潟村でこの世に生を受けたのが、同じく昭和五十三年の八月です。先月、私は四十三歳を迎えましたので、八郎湖流域の皆

さんも、四十三年の月日を、アオコを含めた水質悪化とともに過ごしてきたことになりました。

八郎湖の水質の悪化が進む中、県では平成十八年に八郎湖環境対策室を設置しました。翌年の平成十九年には、「湖沼水質保全特措法」に基づく指定湖沼に八郎湖が指定されることとなり、これを受けて県では、「八郎湖に係る湖沼水質保全計画」の策定とともにその対策に本腰を入れ、以降、現在に至るまで、長きにわたって対策を講じてきています。合併浄化槽の高度処理化や、無代かき・無落水による田植えの促進といった発生源対策をはじめとして、ヨシを活用した植生浄化や、西部承水路の流動化、高濃度酸素水供給といった湖水浄化対策も行ってきました。さらには、馬踏川河口付近へのアオコ抑制装置の設置といった応急対策も行っています。

しかし、長く対策に取り組みながらも、CODをはじめとする環境基準を未だクリアできておらず、令和元年度の湖沼水質ランキングにおいても、ワースト四位と、厳しい状態が続いているのではないのでしょうか。そこでまず知事に伺いますが、これまで県では、平成十八年以降、約十四億円の前算を投入し、様々な水質保全対策に取り組んできましたが、八郎湖の水質改善の状況とこれまでの対策についてどう評価されているのか、お聞かせください。

次に、今後の水質保全対策の方向性についてであります。

県では、第一期の水質保全計画策定とともに、八郎湖の長期ビジョンを策定しています。具体的には、「農業や漁業など湖に関わる人々に持続的な恵みをもたらす。水遊びや遊魚など子供から大人までが潤いに包まれる。鳥や魚や植物など多様な生き物が命を育む」という、八郎湖の望ましい将来像を示しており、策定から二十年後の令和八年度を達成の目途としております。私を含めて、特に八郎湖流域に住む皆さんは、このビジョンにうたわれるような姿になってほしいと、長年願ってきたのではないのでしょうか。

そこで伺いますが、八郎湖環境の改善、そしてビジョンの達成に向けて、これまでの対策の評価を踏まえて、具体的にどのような対策を打っていくかとしているのか、知事の思いも含めてお聞かせください。

次に、八郎湖における漁業の持続可能性について伺います。

八郎湖の長期ビジョンには、「湖の内外で継続的に漁業を営むことができる。湖の周辺の産業に恵みをもたらす。湖と関わる全ての人々に持続的な恵みをもたらす」という記述もあります。

干拓前の八郎湖は、日本で琵琶湖に次いで二番目の面積を誇った汽水湖で、大変豊かな漁場でもありました。干拓事業開始直前の昭和三十年には、八郎湖だけで約一万六千トンもの漁獲量がありましたので、近年の県全体の海面漁獲量が六千トン程度で推移していることを考えると、当時の八郎湖がいかに豊かな漁場であったかが分かります。

その八郎湖は、干拓事業と、それに伴う防潮水門の締切りによって、元の湖水面積の約五分の一にまで減少し、そして汽水湖から淡水湖に姿を変えました。昭和六十二年には、台風の影響によって湖内に海水が流入し、一時的に八郎湖が汽水化したことでヤマトシジミが大発生し、平成二年には漁獲量が一万トンを超えたという大きな出来事もありましたが、すぐに淡水湖に戻ったことで、ヤマトシジミの漁獲量は急激に減少しました。

現在漁獲されている主な魚種はワカサギやシラウオで、令和元年の八郎湖全体の漁獲量は二百トンに満たない状況となっております、減少傾向が続いています。漁業者も同様に減少の一途をたどっており、八郎湖増殖漁協の組合員数は、昭和五十年頃には一千人を超えていましたが、今年四月の時点では、百十四人にまで減少しています。

八郎湖で主に漁獲されるワカサギやシラウオは、潟上市をはじめ潟周辺の水産加工会社で、主に佃煮に加工されて全国にも販売されており、干拓よりもはるか前から続いてきた潟の食文化として親しまれています。しかし、このままでは、漁獲量の減少と漁師の減少に歯止めがかから

ず、八郎湖の漁業が衰退し、結果、長く続いてきた潟の食文化も途絶えてしまうのではないかと危惧しています。

そこで、八郎湖における漁業に対する現状と持続可能性についてどのようにお考えか、知事の御所見をお聞かせください。

次に、ヤマトシジミの繁殖の可能性について伺います。

先ほど申しましたが、ヤマトシジミの大発生によって、平成二年の八郎湖の漁獲量が一万トンを超えたという出来事がありました。ヤマトシジミの漁獲量の全国一位は島根県の宍道湖で約四千トンですので、単純比較はできませんが、八郎湖は、全国一位になるだけの破壊力を秘めているとも言えます。私自身、この件について触れるほど、ヤマトシジミによる八郎湖の産業の復活を夢見てしまうのです。

また、ヤマトシジミは水質浄化能力も持ち合わせているとされており、八郎湖の水質改善に向けた解決策の一つになり得るのではないかと思っています。

一方で、安定的な生育や再生産のために八郎湖を汽水化する必要があるとするなら、それは農業や生活用水をはじめ、八郎湖の水を利用する多くの産業や人々に影響を及ぼすことにつながるため、現実的にはそうした判断はできないかもしれません。

そこで伺います。ヤマトシジミの種苗生産や放流、生育調査などの研究を水産振興センターを中心に行ってきたと思いますが、これまでの研究結果を踏まえて、ヤマトシジミが八郎湖で繁殖することは可能なのか、それとも、淡水湖となった八郎湖では難しいのか、八郎湖におけるヤマトシジミの現状や繁殖の可能性について、農林水産部長の御所見をお聞かせください。

次に、健康寿命日本一に向けた取組について伺います。

まず、取組の現時点での評価についてであります。

県では、がんや脳血管疾患などの生活習慣病による死亡率が全国と比較して高い状況が続いたことから、平成二十九年に「健康寿命日本一」

を達成するという目標を掲げ、その達成に向けた県民運動を展開していきます。この県民運動の実施計画である「健康秋田いきいきアクションプラン」では、特に働き盛り世代を重点世代に据え、その対策として食生活や運動、たばこに関する取組を柱として、県民個々の健康づくりの取組を促進しています。さらに、健康長寿推進員などの人材育成や、企業における健康経営の普及、市町村と連携した健康ポイント制度の導入など、より県民が取り組みやすい環境整備にも力を入れていると伺っております。

一方で、健康リスクの客観的指標である生活習慣病予防検診データを見てみると、平成三十年度には、六項目中、メタボ、脂質、血圧が男女とも全国最下位、その他の項目でもほとんどがワーストクラスという結果でした。このデータはアクションプランの開始年度の頃のもので、この結果だけで判断するのは適切ではありませんが、健康寿命日本一の達成は、現状では相当ハードルが高いのではないのでしょうか。

そこでまず伺いますが、健康寿命日本一に向けたこれまでの取組について、現時点でどう評価されているのでしょうか。課題点や、今後より強化すべき点なども含め、健康福祉部長のお考えをお聞かせください。

次に、健康状態の見える化の取組推進について伺います。

健康で長生きするためには、食事・運動・コミュニケーション、この三つが大事だと言われています。しかし、自分自身の生活を振り返ると、仕事柄「コミュニケーション」は取っている方だとしても、食事、運動については、意識的に取り組めてはいません。特に運動に関しては、常に車移動の生活の中で、日々の歩数は県の目標値である九千歩には、ほど遠い状況です。

こうした中、今年七月に、地元潟上市の社会福祉法人が、潟上市立東湖小学校と一緒に進めている健康寿命延伸プロジェクトに参加させていただく機会がありました。このプロジェクトは、社会福祉法人が秋田市の医療情報システム会社とともに今年度始めたプロジェクトで、子供た

ちの健康状態を見る化し、その変化をより明確にすることで、健康寿命延伸の取組を子供の段階から働きかけるといえるものです。この日は、体組成計で体脂肪量や筋肉量、栄養評価などについて測定したほか、タブレットを用いて生活習慣に係る問診を行いました。今後は、ブラウブリッツの管理栄養士による栄養指導や、元選手による健康運動指導なども行い、年明けに再び健康状態のチェックを行うことで生活習慣の改善点を把握していくとのことでした。

私も子供たちと一緒に体験し、簡単にはありませんでしたが、指導もしていただきました。自分の健康状態の見える化によって、具体的に何に取り組めばいいのかが分かりましたし、次の測定まではこの数値をよくしたいという意欲が出たことで、足りなかった部分を解消しようと、現在、運動を少しずつ始めることができていると、とてもよい経験になっています。

今回のプロジェクトは子供たちが対象でしたが、私は、こうした見える化の取組を、仕事や子育てなどで忙しく、健康づくりに時間を割く余裕のない働き盛り世代に対して、県が積極的にアプローチして進めるべきではないかと思うのです。

そこで知事に伺います。働き盛り世代へのアプローチは、個人個人の健康意識の高まりや生活習慣の改善につながる可能性が高いと思いますし、県もアクションプランで重点世代としている世代ですので、この世代の継続的なデータ蓄積ができることは非常に有効なものではないでしょうか。また、データを分析することで、その後の対策にも生かすことが可能になり、健康寿命日本一の達成に近づくと思えますが、健康状態の見える化の取組への県の積極的な推進について、どうお考えかお聞かせください。

次に、「スポーツ立県あきた」の推進についてお伺いします。

まず、各競技の裾野拡大に向けた環境の整備についてであります。県が「スポーツ立県あきた」を宣言してから十二年が経過し、この間、

競技力の向上や次世代アスリートの発掘・育成など、「スポーツ王国秋田」の復活に向けた取組を進めてきたものと思います。

競技力の向上に関して私は、幼少期からそれぞれの競技に触れることができる環境をつくり、各競技の裾野を広げることが非常に重要であると、日頃から考えているのですが、少子化等の影響によって、本県の子供たちが様々なスポーツに触れる機会が少なくなっているのではないかと感じています。

スポーツ少年団を見ても、団員数の減少でチームが維持できず、解散や統合が進んでいます。過去十年間の推移を見ると、競技別で最も登録数が多いミニバスケットボールは、平成二十三年に百八十五チームがありました。昨年は百七十一チームと、十四チームも減少しています。ほかの競技を含めた全体では、百十チームも減少しています。中には、なくなってしまう競技もあり、こうした事態は、子供たちの競技種目の選択肢を奪うことになり、競技力向上を目指す本県にとっても大きな損失です。

人口減少が進む中で、各競技の裾野拡大に向けては、県として、特に子供たちが様々なスポーツに触れることができる環境の整備を進める必要があると考えますが、観光文化スポーツ部長のお考えをお聞かせください。

次に、中学校の運動部活動についてであります。

競技力の向上には、スポーツ少年団から中学校、競技によってはクラブチーム、そして高校と段階的に考えていかなければならないと思います。中学校の部活動に関しては、部活動の質的な向上と教員の多忙化防止や働き方改革を支援するため、中学校に「部活動指導員」を配置する「運動部活動活力アップ支援事業」を令和元年度から実施しております。

さらに、今年度の六月補正予算において、休日の部活動の段階的な地域移行に向けて、地域人材の確保や費用負担の在り方、運営団体の確保などの課題に総合的に取り組み、地域部活動の展開につなげることを目的

とした「地域運動部活動推進事業」をスタートしました。これらの事業によって、教員の多忙化防止や働き方改革を進めるために地域の方々にも協力を求め、部活動を持続可能にしていこうという方向性は十分理解できます。

しかし、現場のことを考えると課題も多くあるのではないかと感じています。私自身、スポーツ少年団や中学校の外部指導員を十数年経験してきました。競技技術の指導と教育の両立を図らなければならない中で、競技の指導はもちろんのこと、教員や学校との関わり方、子供たちや保護者との関係性づくり、練習計画などやるべきことが多くあります。部活動指導員の配置や、地域団体による休日指導は、すなわち複数の団体や指導者が子供たちの指導を行うこととなります。私が懸念するのは、こうした環境の変化が、子供たちにとっては、誰の指導を信じたいのか分からなくなってしまうなど、混乱につながってしまうのではないかと考えています。県としての方向性や制度設計をきっちり決めていかなければ、影響を受けるのは子供たちです。

そこで伺いますが、事業を進める上では、地域になじむ柔軟な制度設計や、導入後のフォローアップなども重要と思いますが、この二つの事業を導入している地域及び学校の状況や、今後の事業展望について、教員のお考えをお聞かせください。

次に、「チームAKITA」による選手強化についてであります。

今年はコロナ禍にありながらも、インターハイや高校野球など全国大会が開催され、高校生の頑張る姿に県民も元気をもらったことと思います。私も小さい頃は、全国上位で戦い活躍する県代表のお兄さんやお姉さんにあこがれを覚え、子供ながらに、秋田に暮らしていることが誇りしかつた記憶があります。

しかし、数年前の金足農業ファイバーはあったものの、全国上位の常連だったスポーツの成績は低迷が続いている現状です。このことは、高校スポーツの強化が思うように進んでいないともいえ、その結果、有望

な中学カテゴリーの選手が県外へ進学してしまうという事態も起きています。県外への進学を希望する中学生の選手数名に話を聞いたのですが、県内の高校へ行っても全国の上位では戦えず、自分の将来につながるということから県外の高校を選んでいるようで、悲しいことに県内への進学は考えたこともないということでした。

少子化が続く本県でありますが、有望な選手を流出させている負のスパイラルからしっかりと抜け出し、県内でも全国で戦える状況をつくるのが私たち大人の役割です。

こうした中、県では、これまでの強化拠点校の高校生を中心に強化・育成する方針を改め、今年度からは新たに、競技団体が主体となって、県全体の中学生・高校生から選抜された「チームAKITA」を中心に強化するという体制に移行したと聞いています。

そこで、これまでの強化拠点校制度にはどのような課題があつて「チームAKITA」による強化に至ったのか、また、今後のジュニア層の強化に向けての方向性や目標について、知事はどうお考えか、お聞かせください。

最後に、不登校の児童生徒への支援についてお伺いします。

全国的に不登校の児童生徒数は年々増加傾向にあります。本県においても同様に増加傾向が続いており、令和元年度には九百六十三人となっております。

こうした中、不登校の児童生徒への教育機会の確保支援が明記された「教育機会確保法」が平成二十九年二月に完全施行となり、きめ細かな支援を行う観点から、教育委員会と学校、そして民間団体との連携などの支援を進めることとされています。

本県における支援状況を見ますと、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置、適応指導教室やスペース・イオの設置といった公的支援の充実が図られているほか、民間事業者によるフリースクール等の運営などもあります。しかし、スクールソーシャルワーカーな

どへの相談件数が年間千五百件を超える状況となっており、不登校になる理由も多様化・複雑化しています。こうした状況では、一人一人へのきめ細かな対応が難しくなってしまうので、まずはスクールソーシャルワーカーの増員などによって、しっかりと人的支援の充実を図っていただきたいと思います。

また、学校現場の状況を見ると、不登校の児童生徒の出席の取扱いや成績評価の取扱いについて、現在は、校長の判断次第となっており、共通の判断基準がないそうです。中には、学校以外の場での努力が認められなくても成績評価なしとなってしまう、また、出席も認められなかった例があると聞いています。やはり、何らかの事情で登校はできずとも、学びに対する支援は絶対に必要であり、その努力が評価できない、もしくは評価しにくいという状況は変えていく必要があると思います。

また、公的な支援だけではなく、学校と教育委員会、地域の民間事業者による連携の強化によって登校児童生徒の支援の場を増やしていく努力が必要であると思います。

そこで教育長に伺いますが、不登校の児童生徒への支援に係る現在の取組状況と、課題点や改善点、そして今後の支援の在り方について御所見をお聞かせください。

以上で私の一般質問を終了します。御清聴ありがとうございました。

(拍手)

●議長（柴田正敏議員） 県当局の答弁を求めます。

【知事（佐竹敬久君）登壇】

●知事（佐竹敬久君） おはようございます。瓜生議員の一般質問にお答えを申し上げます。

まず、八郎湖のこれからについて、これまでの水質保全対策に対する評価でございます。

八郎湖においては、これまで、県内外の学識経験者等の専門家の意見や費用対効果を踏まえながら、湖沼水質保全計画に基づき、ハード・ソ

フトの両面から、様々な取組を行ってまいりました。

その結果、水質については、環境基準の指標であるCODや窒素、りんの数値が横ばい傾向で推移しているものの、流入する汚濁負荷量は確実に減少しております。

また、周辺住民の関心が高いアオコについては、過去に湖面全域にわたるような異常発生が見られましたが、平成二十五年以降、気象状況により一時的な臭気の発生があるものの、全面的な異常発生は抑えられており、水質の保全について、一定の成果を得ているものと考えております。

今後の水質保全対策の方向性でございますが、湖沼の水質を改善するために、汚濁状態を自然循環により解消する大量かつ継続的な水資源の流入が物理的に不可能なことから、取り得る策としては、流入する汚濁負荷量の削減が最も重要であり、湖内浄化やアオコの対策を継続するとともに、発生源対策を一層強化していく必要があると考えております。

特に、流域に占める農地の割合が高いという八郎湖の特性を踏まえ、農業排水からの汚濁負荷を削減する取組として、自動操舵システムを活用した田植機の普及により、濁水を出さない移植栽培の拡大を図っております。

また、本年度から大潟村において着手された国営かんがい排水事業では、農業用水路の改修や沈砂池の設置が行われることになっており、汚濁負荷量が低減していくものと期待しております。

今後も、国等関係機関と連携しながら、県民共通の願いである「恵みや潤いのあるわがみずうみ」の実現を目指し、着実に取り組んでまいります。

次に、漁業の持続可能性でございます。

干拓以降、八郎湖の漁獲量は減少傾向にありますが、需要の多いワカサギやシラウオについては比較的緩やかな減少にとどまっており、近年は、年次変動はあるものの二百トン前後で推移しております。

八郎湖増殖漁業協同組合では、毎年三千万粒以上のワカサギ卵の放流を行っているほか、許可された操業期間の中で、地元加工業者の需要に見合った水揚げを行っており、こうした取組が漁獲量の安定につながっているものと考えているところであります。

組合員数については、高齢化に伴い脱退者がいる一方、昨年は、県が実施している漁業スキルアップ実務研修の修了生が加入するなど、ここ五年間で十五名が新たに加わっております。

今後とも、八郎湖の漁業が持続していくためには、資源の安定が何より重要と考えており、引き続き、資源状況を把握しながら適切な操業期間を設定するなど、潟の食文化が途絶えることがないように、資源管理に努めてまいります。

次に、健康寿命日本一に向けた取組でございます。

健康状態の見える化の取組推進でございますが、近年、医療保険者等において、個人の健診結果を経年で示し、結果の見方について説明会を開催するなど、データを活用した個人への働きかけが徐々に進められてきております。

県では、医療保険者との連携により、特定健診や医療費データを、市町村ごとに集計した資料集として取りまとめ、地域における働き盛り世代を含めた県民の健康状態の見える化を図っており、県のみならず、市町村等による健康づくり施策の立案にも活用されているところであります。

また、国においては、マイナポータルにより、自らの健診結果や薬の処方履歴などの保健医療情報を閲覧可能にするほか、集積データを民間企業が活用して、新たな健康づくりに係るサービスを提供できる仕組みの構築が進められております。

こうした取組は、個人の健康増進や疾病の予防につながる可能性が大きいことから、今後の新しい動向に注目し、県民に対するきめ細かな情報提供に努めるとともに、企業とも連携しながら、健康寿命日本一の実

現につながるよう取り組んでまいります。

次に、「スポーツ立県あきた」の推進でございます。

「チームAKITAによる選手強化」でございますが、平成二十二年度から始まった高等学校強化拠点校制度は、平成二十九年の愛媛国体において天皇杯二十位となる躍進につながったほか、インターハイなどの全国大会においても複数の優勝者を出しており、一定の成果があったものと受け止めております。

しかしながら、拠点校から他校への波及効果が少なかったことや、一貫指導体制の柱になる競技団体との連携が不足していたことなどにより、県全体としての競技力の底上げにはつながらず、令和元年の茨城国体では、少年種別の成績が全国最下位になったところであります。

このため、今年度から実施しているチームAKITA強化事業では、競技団体が中心になった一貫指導体制のもと、全県から選抜された選手の定期的な練習会の開催や、学校の垣根を越えた質の高い指導と充実した練習環境の提供により、全国で活躍できる選手の育成に取り組んでおり、今後は、外部有識者のアドバイスをいただきながら事業の検証・改善を図ってまいります。

また、小・中学生を対象とした能力測定会やスポーツ体験会、オーデイションによるタレントの発掘、中学生の強化選手指定などを実施しており、引き続き、チームAKITA強化事業と合わせ、ジュニア層の育成に努めるとともに、競技団体や学校等と連携しながら、国体における少年種別の成績の向上を目指し、競技力の強化に取り組んでまいります。

私からは以上です。

【観光文化スポーツ部長（嘉藤正和君）登壇】

●観光文化スポーツ部長（嘉藤正和君） 私からは、「スポーツ立県あきた」の推進のうち、各競技の裾野拡大に向けた環境の整備についてお答えいたします。

少子化の進行により、学校の部活動やスポーツ少年団に所属する児童・生徒が減少し、団体競技のチーム編成が困難になるなどの状況が生じており、スポーツに親しむ機会の減少は競技力の向上にも大きな影響を与えているものと認識しております。

このため、競技団体等では、近隣の学校等の連合チームによる大会参加を認めているほか、競技に親しめる体験会やイベントの開催、成長の段階に応じた適切な指導による、楽しみながら競技を継続できる環境づくりなど、スポーツの普及に向けた取組を実施しております。

また、県では、子供たちが様々なスポーツに触れることができるよう、可能性を発掘するチャレンジスクールや、競技活動の選択肢を広げるための運動能力測定会のほか、プロスポーツと連携した親子運動教室の開催など、多様な機会を提供しているところであります。

人口減少と少子化が今後も進む中、「スポーツ立県あきた」を推進していくためには、競技の裾野の拡大は一層重要になるものと考えており、来年度からスタートする「第四期秋田県スポーツ推進計画」に位置づけ、関係機関と協議しながら、子供のスポーツ機会の充実に積極的に取り組んでまいります。

私からは以上です。

【健康福祉部長（佐々木薫君）登壇】

●健康福祉部長（佐々木薫君） 私からは、健康寿命日本一に向けた取組の現時点での評価についてお答えいたします。

健康寿命日本一に向けては、官民協働による「秋田県健康づくり県民運動推進協議会」を主体として、県民一人一人の生活習慣の改善を促す県民運動を展開し、報道機関の協力を得ながら、様々な取組を推進してまいりました。

その成果として、協議会会員数や県版健康経営優良法人認定数、健康長寿推進員の育成数、受動喫煙防止宣言施設数が着実に増加するなど、県民の健康意識は確実に向上してきております。

一方、血圧や脂質など、生活習慣病に関する主な指標は、全国平均と比較して改善が進んでおらず、引き続き取組を着実に推進する必要があると考えております。

また、疾病の早期発見と早期治療につながる特定健診やがん検診については、コロナ禍の影響により受診控えが発生しており、早急に対応すべき課題の一つであることから、ICTを活用した健（検）診予約システムの普及や、かかりつけ医等による受診勧奨の拡大など、受診率向上に向けた取組を進めてまいります。

コロナ禍の影響もあり、健康寿命日本一は一朝一夕で実現できるものではありませんが、引き続き、栄養・食生活改善や運動・身体活動の促進、たばこ対策等を着実に進めることにより、県民一人一人の意識改革と行動変容を確実に促進し、健康寿命日本一の目標の達成に向け、オール秋田で取り組んでまいります。

私からは以上であります。

【農林水産部長（佐藤幸盛君）登壇】

●農林水産部長（佐藤幸盛君） 私からは、八郎湖でのヤマトシジミの繁殖の可能性についてお答えいたします。

ヤマトシジミは、汽水域に生息し、産卵期には塩分が必要であることから、八郎湖での自然繁殖は困難であります。

一方、稚貝に成長してからは、淡水でも成育が可能であることから、水産振興センターでは、平成五年から放流試験を行いました。二年以上生存した個体はほとんど確認されず、平成十三年に放流を中止いたしました。

その後、第二期湖沼水質保全計画に、シジミによる水質浄化対策が盛り込まれたことから、平成二十六年に種苗放流と追跡調査を再開しております。これまでコイの食害が多いことを確認しております。

このため、保護ネットによる試験を実施しておりますが、いまだ生存率が三パーセント未満と低いことから、放流サイズの大形化など、引き

続き調査を進めてまいります。

以上でございます。

【教育委員会教育長（安田浩幸君）登壇】

●教育委員会教育長（安田浩幸君） 瓜生議員からの御質問にお答えいたします。

はじめに、中学校の運動部活動についてですが、学校教育の一環として行われる運動部活動は、体力の向上や豊かな人間性の育成など、教育的意義の高い活動である一方、少子化等により運営が困難な部活動が増えていることから、抜本的な改革による持続可能な体制の整備が必要であると認識しております。

県教育委員会では、運動部活動の指導・運営体制の一層の充実を図るため、地域人材の活用や休日における活動の環境整備に取り組んでおり、今年度は、八市に三十七名の部活動指導員を配置し、教員の負担軽減や、生徒の技能向上を図っているところであります。

また、地域運動部活動推進事業を実施している地域では、運営会議を設置し、部活動の円滑な地域移行に向けた研究を進めており、今後、その成果を普及していくこととしております。

運動部活動を取り巻く環境が大きく変化する中、生徒の主體的な活動を支援し、競技力の向上等につなげるためには、指導者をはじめとする関係者による指導方針等の共有がより一層重要となります。

県教育委員会としましては、部活動の在り方に関する国の動向を注視しつつ、学校と地域が連携を図りながら、生徒を中心に据えた指導・運営体制を構築できるよう取り組んでまいります。

次に、不登校の児童生徒への支援についてですが、中学生の多様な悩みに対応するため、昨年度から全ての中学校にスクールカウンセラーを配置するとともに、小学校では児童や保護者等の要請に応じて、広域カウンセラーが相談活動を行う体制を整備しております。

また、五か所の教育機関に、計十名のスクールソーシャルワーカーを

配置し、福祉事務所や児童相談所等の関係機関と連携した支援を行っているところであります。

さらに、不登校やその傾向にある児童生徒に、学校以外でも安心して学び過ごせる居場所を提供するため、県ではスペース・イオを四か所に、市町村では適応指導教室を十五か所に設置しております。

県教育委員会としましては、複雑で年々増加する相談にきめ細かく迅速に対応するため、スクールソーシャルワーカーの増員による相談体制の強化を検討するとともに、児童生徒の学びを保障し、意欲をもって主体的に活動できるようにするため、自宅でICTを活用した学習への支援や市町村、関係機関及び民間団体との連携により、社会的自立に向けた多様な教育環境の構築に努めてまいります。

私からは以上であります。

●議長（柴田正敏議員） 四番瓜生議員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。再開は十一時十分といたします。

午前十時五十分休憩

午前十一時十分再開

出 席 議 員	四十二名
一 番 小 野 一 彦	二 番 松 田 豊 臣
三 番 鳥 井 修 修	四 番 瓜 生 望
五 番 島 田 薫	六 番 宇 佐 見 康 人
七 番 住 谷 達	八 番 児 玉 政 明
九 番 薄 井 司	十 番 加 賀 屋 千 鶴 子
十一 番 吉 方 清 彦	十二 番 小 山 緑 郎
十三 番 鈴 木 真 実	十四 番 佐 々 木 雄 太
十五 番 杉 本 俊 比 古	十六 番 鈴 木 健 太
十七 番 加 藤 麻 里	十八 番 小 原 正 晃
十九 番 佐 藤 正 一 郎	二十 番 三 浦 茂 人

二十一 番 佐 藤 信 喜	二十二 番 今 川 雄 策
二十三 番 高 橋 武 浩	二十五 番 北 林 丈 正
二十六 番 竹 下 博 英	二十七 番 石 川 ひとみ
二十八 番 石 田 寛	二十九 番 東 海 林 洋
三十 番 渡 部 英 治	三十一 番 原 幸 子
三十二 番 工 藤 嘉 範	三十三 番 近 藤 健 一 郎
三十四 番 加 藤 鉦 一	三十五 番 佐 藤 賢 一 郎
三十六 番 小 松 隆 明	三十七 番 三 浦 英 一
三十八 番 土 谷 勝 悦	三十九 番 鈴 木 洋 一
四十 番 柴 田 正 敏	四十一 番 川 口 一
四十二 番 鶴 田 有 司	四十三 番 北 林 康 司

地方自治法第二百一十一条による出席者

休憩前に同じ

●議長（柴田正敏議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第一、一般質問を継続いたします。十番加賀屋議員の発言を許します。

【十番（加賀屋千鶴子議員）登壇】（拍手）

●十番（加賀屋千鶴子議員） 日本共産党の加賀屋千鶴子です。

早速、質問に入ります。

はじめに、地域医療構想について伺います。

地域医療構想は、医療給付費がかさむ急性期を中心に病床の削減を狙い、国が主導して策定しました。政府は、地域医療構想を進めるために、二〇一九年九月、四百二十四の公立・公的病院を名指しし再編統合を求めました。反対・批判の声が全国各地で巻き起こりましたが、未だに撤回には至っていません。

今、全国では、新型コロナウイルスに感染しても入院できず、適切な治療を受けられないまま自宅で亡くなる方が増えています。まさしく医療崩壊の状態であり、コロナ禍の中で医療の拡充・強化が求められています。しかし、政府は、病床削減をやめようとしません。それどころか、全額国庫負担の給付金を支給してまで病床削減を推進しようとしており、医療崩壊に自ら手を貸しています。

現在の医療計画には、新型コロナウイルス感染症のような新興感染症は盛り込まれておらず、次の計画から追加されることになりました。当然、地域医療構想には反映されていません。感染症指定医療病院のほとんどは公立・公的病院で占められています。本県では全て公立・公的病院が担っています。新型コロナウイルス感染症患者の受入れも民間病院は一か所だけで、ほとんどを公立・公的病院が担っています。

全国自治体病院開設者協議会会長の平井鳥取県知事は、地域医療構想について「一旦凍結し、今はコロナ対応に専念すべき」との考えを示しています。秋田県としても住民の命を守る立場で、地域医療構想の中止・凍結を国に強く求めるべきです。

県内では、地域医療構想調整会議で十分な議論がなされないまま病床削減に向けて動いています。今年度第一回調整会議の資料によると、昨年度行われた五医療機関の病床削減について、「コロナ禍の中、従来の方針を見直すことなく補助金により病床削減をする方向性に違和感がある」、「公立・公的病院の再編は、単純な近隣病院との関係で押し進めべきではない」などと指摘されています。しかし、今年度に入ってから、新たに大館市立扇田病院の無床診療所化や由利本荘市の民間病院が移転新築に伴い病床削減を行う計画であることが明らかになっていきます。こうしたことから、病床削減支援給付金が病床削減の背中を押す形になっていることは明らかです。

地域医療構想は、二〇二五年の人口を想定し試算しています。本県では、人口が減少しても、病気にかかりやすく最も医療を必要とする七十

五歳以上の人口が増え続けますから、今よりも急性期病床が必要になります。また、多くの県民は、住み慣れた地域で暮らし続けたいと願っており、在宅医療を支えるためにも地域に近い病院の存在は欠かすことができません。

地域の実情や住民の願いを踏まえることなく地域医療構想が進められていくことは避けなければならぬと考えます。知事の御所見をお伺いします。

病床が確保されても、医師や看護師などの医療人材が確保されなければ、実際に使える病床にはなりません。さらに言えば、医師や看護師の人間らしい働き方を実現させるためには、計画的に人員を増やしていくことが必要です。

こうしたことから、秋田大学医学部医学科の地域枠の増員や、あきた医師総合支援センターのさらなる充実が必要なほか、看護師の県内定着促進の取組が必要と考えますが、健康福祉部長の見解を伺います。

次に、米価の下落対策について伺います。

昨年来、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、飲食業等の休業・営業自粛で外食を中心に米需要が大きく減少しており、米の収穫を前に、米の生産農家は米価暴落の不安に襲われています。実際に、首都圏の飲食店に直接出荷している農家からは、再び緊急事態宣言が発令されたことで、出荷するはずの米がキャンセルとなり、行き場がなくなったなどの声が寄せられています。こうしたこともあり、県内の米どころでは、在庫の増加に備え、新米を保管する倉庫を新たに準備するなどの対応に追われています。

農林水産省が公表した米穀の需給の見通しでは、二〇二一年米の来年六月末における民間在庫量は二百十万吨と推計されており、適正在庫とされる百八十万トンを大幅に上回る見通しです。

こうした厳しい需給環境を反映し、JA全農あきたが発表した二〇二一年産米の概算金は、あきたこまち一等米が前年同期に比べ二千元も安

一万六千円となったほか、一万円を割る銘柄もあります。再生産費が一万五千円と言われる中、大規模経営ほど影響が大きく、やっつけていけないという声が寄せられています。全国の農家や農業団体からも米価下落対策を求める声が上がっており、米の比重が多い本県にとっても死活問題です。

全国知事会においても、二〇二二年度「国の施策並びに予算に関する提案・要望」の中で、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う需要量の減少は、米の需給環境の厳しさを助長しており、需給環境の改善への取組は生産者、関係団体及び自治体だけでは限度があるため、備蓄米の買入数量を拡充すること」を求めています。しかし、農林水産省は、概算金が昨年より下がるのは認めつつも、「需要に応じた生産を」と述べるだけです。

コロナ禍で米の需要が減少しているのは、生産農家の責任ではありません。政府が過剰在庫を備蓄米として買入れ、需給環境を改善し、米価下落に歯止めをかけるよう、改めて国に強く働きかけるべきです。

併せて、県としても関係団体と協力し、融資にとどまらず農家への支援策を講じるほか、過剰在庫を解消すべく、米の買入れを実施すべきではないでしょうか。買い取った米については、生活に困窮する方への配布に活用することも可能です。実際にスーパーのお米売り場で、値段を見て悩みながら買わずにその場を立ち去る親子を目にしました。また、青年団体が昨年から学生向け食糧支援を行っていますが、団体の支援を受ける学生の四割超が、アルバイトの減少などによる厳しい経済状況を訴え、米の提供は大いに喜ばれ、歓迎されるそうです。ぜひ県による米の買入れ実施に向け進めてほしいと考えますが、知事の御所見をお伺いします。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について伺います。

新型コロナウイルスの感染拡大による医療崩壊が深刻になっています。感染症対策は、感染経路の遮断、感染源の排除、ワクチン接種等による

宿主の免疫向上が三原則とされています。しかし、菅政権は、国民に行動の自粛は求めても、感染者を早期に見出し、保護・隔離するために必要となる大規模なPCR検査の実施に背を向けてきました。本県でも、八月だけで六百四人の新規感染者が出ており、若年層の感染やクラスターの発生も増えています。

こうした状況を踏まえ、ワクチン接種を速やかに進める努力と合わせて、感染伝播の鎖を断つために、PCR検査や抗原検査キットの検査能力を生かし、感染の有無を速やかに検査できる体制を整備する必要があります。

特に、感染の広がりが見られる若年層に対する検査体制の充実が急がれます。政府は、校内で検査ができるよう、希望する全ての市町村教育委員会及び県立学校に抗原検査キットを配布する方針です。これとは別に、秋田市でも抗原検査キットを各学校や保育所などに配り、児童・生徒の検査を行うと発表しました。県として、児童・生徒や教職員、保育士などに定期的な検査を行えるよう、検査体制構築に向けた戦略を持つべきと考えますが、教育長の見解をお伺いします。

また、民間企業が秋田市役所内にPCR検査センターを設置し、検査を行っていますが、同様の検査窓口を県南・県北にも設置するよう企業に働きかけをすべきです。PCR検査は、基本的に国の責任で行うべきものと考えますが、国に検査体制の充実を求めつつも、県民が身近な場所ですぐに検査を受けることができるようにすべきです。知事の御所見をお伺いします。

新型コロナウイルス感染症患者の急増により医療資源が逼迫し、全国的に自宅療養者が急増しています。本県では、「病床・宿泊療養施設確保計画」で定めるフェーズを最終の「フェーズ六」に引き上げ、新型コロナウイルス感染症専用病床を二百三十床確保すると同時に、抗体・カクテル療法を行うための病床を四十三床確保し、合計で二百七十三床を確保したところです。

しかし、今後、想定を超える感染拡大が起こる可能性もあります。実際に、厚生労働省は、「第五波」では二十六都府県において療養者数が最大総定数を超えたと発表しました。想定外の感染拡大が発生しても県民に適切な医療を提供できるよう、臨時的医療施設、いわゆる「野戦病院」を設置できるように準備をすべきと考えますが、知事の御所見をお伺いします。

次に、コロナ禍における支援の在り方について伺います。

私たちは今、県境を越えた旅行やイベント等の開催自粛はもちろん、ふだんの生活でも密を避けるなど「新しい生活様式」が求められ続けています。その結果、様々な県内企業の売上げが減少することで、更なる需要の減退を引き起こしており、企業経営者からは、「もうこれ以上は限界」という声も聞かれます。

秋田大学の研究チームが今年二月から四月に行った、「秋田県内中小企業における新型コロナウイルス感染症の影響に関する調査研究」によれば、六四・九%にも上る企業が、影響が「既に出ている」と回答しています。また、「今後影響が出る可能性がある」と回答した企業を含め、その影響を尋ねた設問では、「売上げ、受注の減少」が八五・六%、「顧客の減少」と「他地域への営業活動等に支障が発生」がそれぞれ四一・五%となっています。売上げが昨年以上という企業もある一方、半分未満となった企業もあります。宿泊・飲食サービス業は深刻な影響を受けていますが、それ以外でも大きな影響を受けています。また、同じ業種でも企業間で売上高に大きな開きがある状況です。

今、求められているのは、実態に合わせて雇用と事業を維持できるように最大限支援することです。今議会に提案された補正予算では「秋田県飲食店等事業継続緊急支援事業」において、飲食店との継続的直接的取引のある事業者も対象にするとしており、この点については評価するものです。しかし、前に述べたように、減収が続いているほかの業種の事業者にも県として経済的な支援を行うべきと考えますが、産業労働部

長の見解をお伺いします。

コロナ禍で最も影響を受けている宿泊・飲食サービス業で働いている方たちは、女性や学生、高齢者が多く、しかもその雇用形態は非正規がほとんどです。こうした方々は、深刻な経済状況に置かれ、生活に困窮しています。

政府は、コロナ禍の影響で所得が減少した世帯に対する支援として、都道府県の社会福祉協議会を通して生活福祉資金の特例貸付を行っています。総合支援資金と緊急小口資金、合わせて最大二百万円まで貸し付けるものです。また、特例貸付を最大限まで借り切った世帯などを対象に、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給することにしました。こうした貸付を前提としたもの以外の有効な支援策は、生活困窮者自立支援と生活保護しかありません。生活に困窮している人に対し、まずは貸付に誘導するという国の制度の貧弱さと冷たさを感じます。実際に、多くの方は緊急小口資金の貸付を利用しただけで、自立支援金の支給を受けられる世帯はごくわずかです。特例貸付以外の給付型の生活支援策や消費税の五%への減税が強く求められています。

「一般社団法人フードバンクあきた」が二〇二〇年度に行った食糧支援件数は九百二件で、前年度比一・五倍にもなっています。これは、収入が途絶え、食料支援を受けなければならぬほどの困窮状態まで追い詰められた方々への支援件数ですので、実際は、これ以上の方々がコロナ禍により生活に困窮しています。

こうした状況にあるにもかかわらず、県内の生活保護の状況は、被保護世帯数、人員とも二〇二〇年度は前年割れし、保護率も低下しています。必要な方が生活保護を利用できていない状況です。社協や県及び市の福祉事務所の相談支援体制を強化し、他機関とも連携しながら生活保護など必要な支援につなげる体制を強化すべきと考えますが、健康福祉部長の見解を伺います。

また、生活保護を利用したいと思っても、申請を諦めてしまう方も多

くいます。理由としては、「親族に知られたくない」、「自動車を手離したら生活できない」ことがよく挙げられます。扶養照会については、今年に入り、運用の改善がなされました。また、自動車の保有については、保有の指針が示されており、ケースごとに検討し判断することになっていきます。利用したい人が申請を諦めることがないように、県民に正確な情報を伝えることが大事です。未だに心ない生活保護バッシングがあります。生活保護利用は県民の権利です。必要な県民は生活保護を利用するよう発信すべきです。さらに、県及び市の福祉事務所職員が、適切に生活保護の実務を進めるよう徹底すべきと考えますが、健康福祉部長の見解を伺います。

加えて、食糧支援やこども食堂などの生活困窮者を支援している民間団体によるサポートも生活困窮者を支援する上で重要であり、引き続き必要とされています。その多くが、人的・財政的にも厳しい中で活動しています。こうした支援団体が今後も必要な支援活動を行っていきけるよう、活動に必要な事務費や人件費等への助成を県として行うべきと考えますが、知事の御所見をお伺いします。

コロナ禍による生活困窮によって、生理用品を準備できない「生理の貧困」が社会問題となっています。こうした問題を受け、「新日本婦人の会秋田県本部」が、各学校のトイレに生理用品を準備するよう県に対策を求めました。要望を受け、教育庁保健体育課により、県立学校及び市町村教育委員会の取組状況調査が行われました。この調査によると、九八%の県立学校では、保健室に生理用品を準備し、生徒がもらいに来た場合に渡していました。しかし、そのうちの一部学校では、返却してもらっていることが分かりました。全ての学校において生徒に無償で生理用品を渡せるようにすべきです。また、提供方法や配置場所等の検討を引き続き行い、必要な生徒に行き渡るようにすべきと考えますが、教育長の見解を伺います。

来年春の高校卒業生の県内就職率が上昇しています。県外に行くこと

の不安を反映していることと思いますが、そこで問題になるのが、県内通勤に必須となる自動車運転免許の取得です。以前、シングルマザーの女性から「息子を自動車学校に通わせることができず、県外に就職させた」という切ない話を聞きました。コロナ禍により、一人親家庭の経済状況は悪化しています。かつて、リーマン・ショック時に、就職支援の一環として運転免許取得のための助成を実施しました。このような大変な時期に社会に出る若者に、県としてエールを送るためにも助成を再度行うべきと考えますが、教育長の見解を伺います。

次に、再生可能エネルギーについて伺います。

近年、経験したことがない豪雨や暴風、猛暑などによる被害が極めて深刻な状況にあり、気候危機とも言える事態です。「国連気候変動に関する政府間パネル」は、今年八月に新たな報告書を発表し、「人間の影響により温暖化が進行したのはもはや疑う余地がない」と指摘しました。同時に、私たちの努力によって、二十一世紀の最後の二十年には、平均気温の上昇を一・四度まで抑えることができることも示しています。

日本共産党は、今月一日、二〇三〇年度までに省エネルギーと再生可能エネルギーを組み合わせて、CO₂を五〇から六〇%削減することを提案した「気候危機を打開する日本共産党の二〇三〇戦略」を発表しました。

気候危機は、私たちにとって死活問題であり、再生可能エネルギーの推進は非常に重要ですが、だからといって、どんなやり方でもよいわけではありません。住民の安全・安心はもちろん、環境への負荷を最小限にして住民に受け入れられる計画にする必要があります。県としてもそのための努力が求められます。

県は、風力発電の風車の影響と思われる頭痛などの健康被害について、環境省の指針に基づき「明らかな関連を示す知見は確認されていない」として、健康被害はないという立場をとってきました。この「指針」については、日本科学者会議が二〇一七年十月に発行した「日本の科学

者」において、「WHOのガイドラインや過去の科学的知見を無視した指針」と指摘しています。さらに、北海道大学工学部の松井利仁教授が、二〇一六年十月に行われた日本科学者会議北海道支部のシンポジウムで、「低周波音による健康影響と個人差前庭による知覚と上半規管裂隙症候群」の発表を行っています。県は、このような情報についてこれまで把握していなかったのでしょうか。こうした情報を無視し、自ら調査もせず「健康被害はない」としていたのであれば、非常に問題のある態度です。

私はこれまでも、風力発電の問題について質問してきましたが、県民の電波障害や日照障害、風車の大型化や集中立地に伴う累積的な影響などの不安や疑問は解消されなままです。知事は、昨年九月議会において、「様々な知見を総合的に考察し、国に意見を申し上げたい。慎重に対応していく」と答弁しています。健康への影響などに関する県民の不安や疑問について、国や事業者に任せるだけでなく県として調査検討すべきです。

また、能代港、秋田港で始まった洋上風力発電の基礎工事に伴い、打設音や振動などが発生しています。今後、数年にわたって一般海域において同様の工事が行われることとなりますが、海の環境にどのような影響を与えるのか示されていません。風車が海上に建設されることで、海の環境がどう変わり、海洋生物や漁業にどのような影響を及ぼすのか実証が必要です。

また、河川に与える影響も懸念されます。米代川は、安定的にサクラマスが遡上する川ですが、産卵期に洋上風力発電の風車が河口に建設されることで、サクラマスの遡上に影響するのではないかと心配の声が出ています。県水産振興センター等に確認しましたが、「まだ十分な研究がなされていない」との回答でした。河川に与える影響についても実証が必要です。

こうした風力発電に対する県民の不安・疑問や洋上風力発電建設中、

建設後の影響について、県として実態調査や実証をすべきではありませんか。知事の御所見をお伺いします。

再生可能エネルギーは、その地域の水や風、太陽光など自然の資源を活用して発電につながるものであり、地元住民の声が反映された「共存共栄」が大前提でなければなりません。そのために事業の立案、計画の段階から、地域の住民、自治体、環境保護団体、専門家などが必要とする情報を公開し、広く利害関係者を加えた意見交換を行い、その地域にふさわしい事業となるよう事業者が義務づける必要があります。県内で進められている事業は、住民理解とは名ばかりで、風況のよい土地を業者に売り渡しているように見えます。

こうした状況を踏まえ、秋田弁護士会が、県の環境影響評価条例の不備を指摘し、改善のための意見書を提出しています。意見書を受け止め、秋田県環境影響評価条例を改正すべきではないでしょうか。また、再生可能エネルギー推進のために自然が破壊されてはなりません。県や地域が立地を規制、コントロールするための制度を整備すべきと考えますが、知事の御所見をお伺いします。

次に、障害児通所支援について伺います。

障害児通所支援は、主に未就学の障害児に対して行う児童発達支援と、就学中の障害児に対する放課後等デイサービスがあり、児童福祉法に位置づけられた事業です。障害児の療育と、放課後等の居場所づくりなど家族支援の役割を担っています。

放課後等デイサービスに通う、重度の障害のある子供の母親は「表情が豊かになった。前と全然違う」、このように子供の変化を喜んでいました。

ほとんどの事業者は、子供の成長発達を保障する責任を果たすために取り組んでいます。しかし一方で、保護者から虐待を疑わせる事案や不安の声が寄せられることもあります。実際に、秋田市内の事業者による放課後等デイサービスの不正が発覚しています。ごく一部の事業者によ

る不正ですが、この事業を営利の対象とのみ見ている事業者が存在していることが残念でなりません。

県は、県全体としてこの事業を充実させていく責任があります。それにふさわしい支援が行われていることを確認するための監査、調査を年に一回は行い、不正や不備があれば速やかに改善を求める必要があります。また、支援の質の向上が図られるように研修内容を工夫するなど対策を講じるべきと考えますが、健康福祉部長の見解を伺います。

以上で私の質問を終わります。御清聴ありがとうございます。（拍手）

●議長（柴田正敏議員） 県当局の答弁を求めます。

【知事（佐竹敬久君） 登壇】

●知事（佐竹敬久君） 加賀屋議員の一般質問にお答えを申し上げます。

地域医療構想について、その中止・凍結についてであります。

公立・公的病院の再編統合の検討については、全国知事会でも反対の意思を表明しており、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、期限が延長されているところであります。

しかしながら、地域医療構想が前提としている、将来的な人口減少や高齢化による医療ニーズの変化という状況は変わらず、現在の医療提供体制をそのまま維持していくことが困難であるとの認識は、地域医療構想調整会議においても共通のものとなっており、将来を見据えた議論を続けていくことは必要であると考えております。

県としましては、引き続き、各地域の調整会議において、一般の感染症の経験を踏まえ、新興感染症への対応を含めた議論を行い、本県に合致した持続可能な医療提供体制の確保に向けた取組を進めてまいります。次に、米価の下落対策でございます。

本年今年六月末の米の在庫が、コロナ禍により適正水準を約四十万トンも超過しており、仮に、本県分の過剰在庫を解消したとしても、全国的な飽和状態は変わらないものと考えております。

国では、余剰米の買入れは市場原理をゆがめるとして行わない方針であります。県としましては、豊作や予期せぬ需要減により生じた余剰米を備蓄に振り向けるなど、出来秋に調整する仕組みが必要と考えており、引き続き、国に対し強く要望してまいります。

また、経営所得安定対策や収入保険制度などのセーフティネットにより、米価下落の一定程度は補填されますが、その支払が来年六月頃になることから、農家の資金繰りを確保するため、無利子の公庫資金等の活用を促すほか、秋田米が販売競争に打ち勝てるよう、JAグループ等の販促活動を支援してまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策で、民間企業によるPCR検査窓口の設置拡大でございます。

ビジネス目的などでのニーズの高まりにより、無症状者を対象にしたPCR検査については、多様な民間企業の参入が相次いでおり、個人の利用やイベント等での活用は増えているものと考えております。

秋田市役所内に開設されたPCR検査センターは、市から場所の提供を受け、民間企業が運営しているものでありますが、県北・県南への窓口設置については、利用者が多く見込めないことも想定されることから、民間企業における収益の確保が課題になり、その点も含めて検討がなされるものと考えております。

なお、現在、大館市においては、設置に向けて秋田市と同一企業と交渉中であると伺っているところであります。

次に、臨時の医療施設の設置準備でございます。

首都圏などの大都市においても、現在、医療従事者の確保に大変苦慮しているのが実情であり、本県で設置する場合においても、同様の課題が生じるものと考えております。

また、本県のように広大な県土を有する地域では、一か所の施設に全県から患者を集めることにした場合、医療関係者の確保や患者の搬送も含め、運営面での課題も多いものと考えております。

医療資源が限られている本県の現状を考えた場合、病床がひっ迫したときには、各医療機関に対し、一般診療との調整をした上で、病床の確保を要請するなどの対応策が現実的であると考えており、こうした対応を含め、医師会や関係機関と協議してまいります。

次に、コロナ禍における支援の在り方について、民間支援団体への運営補助であります。

本県では、NPO法人や企業、社会福祉協議会、個人やグループの有志などが、対象を生活困窮者等に限定することなく、自由な発想のもとで、地域食堂や学習支援、制服リユースといった多様な活動を行っており、その活動資金としては、共同募金やスギツチファンド、市町村の居場所づくり補助金など、地域課題の解決に向けた様々な支援制度を活用しております。

県では、子供の貧困対策の充実に向けて、民間支援団体を中心としたネットワークの構築を県社会福祉協議会とともに進めているところであり、その中で資金調達の具体的な方法や運営面での工夫について情報共有を図る機会を提供するなど、持続的な運営に向けた支援を行ってまいります。

次に、再生可能エネルギーについて、風力発電設備の影響と県の対応でございます。

風力発電事業による人体や海洋及び河川の生物への影響などについて、県として情報収集に努めるとともに、事業者に対しても、最新の知見に基づき、環境影響評価法における調査や予測、評価を行うよう求めています。

また、国においても、欧州など風力発電先進国での科学的知見の収集を進めており、そうした最新の情報を踏まえ、同法の手続が行われているところでもあります。

今後も、計画から事業の開始に至る全ての段階における県民の不安や疑問について、事業者に対し、丁寧な説明の実施を求めるとともに、イ

ベントの開催や広報紙への掲載等を通じて、風力発電事業に関する理解が得られるよう取組を進めてまいります。

次に、環境影響評価条例の改正でございます。

先般、秋田弁護士会から提出された条例に関する意見のうち、「風力発電所」については、環境影響評価法の対象となる発電出力の引上げが予定されていることから、対象から外れる発電所の設置を条例の対象事業として追加することを検討しております。

また、「太陽電池発電所」については、造成面積が一定規模以上の場合、条例の「工場・事業場用地造成事業」に該当するものとして取り扱っており、既に対応しているところでもあります。

一方、「送電線路」については、土地の改変面積が小さく、環境に与える影響が大きいとはいえないことから、条例の対象事業として追加する必要がないものと考えております。

「配慮書手続」については、法においても一定規模に満たない事業は義務づけられていないことや、手続の実施による効果などを考慮し、現時点では導入しておりませんが、今後、国や他の都道府県の動向等について情報収集しながら、研究してまいります。

なお、風力発電所等の設置に当たっては、海岸法や自然公園法等の各種法令により一定の規制がなされており、立地規制等については、既存の法制度のもとで対応すべきものと考えております。

私からは以上でございます。

【健康福祉部長（佐々木薫君）登壇】

●健康福祉部長（佐々木薫君） 私からは、四点についてお答えいたします。

はじめに、医療人材の確保についてですが、医師につきましては、地域枠を活用した養成が有効であることから、秋田大学と協議の上、毎年度、国が認める医学部臨時定員増の上限数において地域枠を設定し、医学生に対して修学資金の貸与を実施しているところであります。

また、昨年度からは、秋田大学に加え、岩手医科大学に地域枠を設定したほか、来年度から臨床研修が始まる東北医科薬科大学卒業の医師も対象にした、あきた医師総合支援センターにおける幅広い若手医師のキャリア支援により、医師の県内定着に努めてまいります。

看護職員につきましても、これまでの取組に加え、今年度から、合同病院説明会への参加や就職支援サイト掲載などの人材確保に取り組み小病院に助成しており、一層の県内就業を促進しております。

次に、コロナ禍における生活困窮者に対する支援体制の強化についてありますが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、生活を取り巻く環境が、さらに厳しさを増している世帯も多いものと考えしております。

こうした方々に対し、県及び各市では、福祉事務所や社会福祉協議会に設置した相談窓口において、相談者の状況を丁寧に取り扱った上で、行政や社会福祉協議会、民生委員、ハローワークなどの関係機関と連携を密にした伴走型の支援を行うとともに、必要な方は生活保護制度につなげるなどの取組を行っているところであります。

今後も、地域で見守り活動を行う民生委員等と連携して生活困窮者の把握に努めるとともに、アウトリーチの手法も活用し、必要なサービスにつなげるよう、相談支援に努めてまいります。

次に、生活保護の適切な運用についてですが、本県においては、新型コロナウイルス感染症による生活保護への直接的な影響は多くは見られませんが、感染の長期化により、新規申請が増加することが想定されます。

これまでも、福祉事務所においては、民生委員や社会福祉協議会等の関係機関と連携し、生活困窮者の把握に努めるとともに、「生活保護のしおり」を活用して、制度の仕組みについて幅広く周知しております。

また、県では、福祉事務所に対して、申請者等の実情を踏まえて、生活保護が適切に運用されるように指導・助言を行っております。

引き続き、生活に困窮された方々がセーフティネットである生活保護に確実につながるよう、関係機関と連携し取り組んでまいります。

次に、障害児通所支援についてであります。この事業は、障害児の活動の場を広げるとともに、家族のレスパイトにもつながるものであり、今年三月に策定した「第二次秋田県障害者計画」においても、児童発達支援及び放課後等デイサービスの施設整備を促進することとしております。

県では、事業所を新たに指定する場合、条例で定める基準の適否を現地訪問により確認しているほか、国の指針に基づく実地指導を行うとともに、不正や虐待等に関する通報や情報提供があった場合には、速やかに調査の上、是正指導を行っております。

また、医療的ケアが必要な児童や強度行動障害、発達障害のある児童に対して、適切なサービス提供ができるよう、障害特性に応じた研修を全県の事業所を対象に実施し、人材の資質向上を図っているところであります。

今後も、障害のある児童と保護者が安心して利用できるよう、事業所による質の高いサービス提供の確保に努めてまいります。

私からは以上であります。

【産業労働部長（佐藤徹君）登壇】

●産業労働部長（佐藤徹君） 私からは、実態に合わせた県内事業者への支援についてお答えいたします。

県では、財源が限られる中、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、直接、大きな影響を受けている宿泊業や飲食業、道路旅客運送業等を重点的に支援しております。

特に、飲食業については、クラスターの発生や、少人数利用の呼びかけなど、消費喚起が難しい状況にあるため、影響の大きい関連事業者を含めて、支援金を支給しようとするものであります。

また、コロナ禍における産業構造や社会構造の変化によって影響を受

けている事業者については、業態転換や新分野進出などを図る必要があり、国や県の支援制度の積極的な活用を呼びかけてきております。

県としましては、引き続き、事業者に対し、国の月次支援金の利用を促すほか、国に対し、持続化給付金や家賃支援給付金の再度の支給とともに、事業者支援に向けて、臨時交付金の増額を要望してまいります。

私からは以上です。

【教育委員会教育長（安田浩幸君）登壇】

●教育委員会教育長（安田浩幸君） 加賀屋議員からの御質問にお答えいたします。

はじめに、児童・生徒への検査体制の充実についてありますが、県教育委員会では、各市町村教育委員会や県立学校等に対し、文部科学省より無償配布されている抗原検査キットの活用を通知するなど、検査体制の構築を図っております。

併せて、全国大会等に出場する全ての児童生徒や引率者等を対象としたPCR検査を実施するとともに、県立学校に対しては、就職活動や入学試験等で他県と往来する生徒を対象とした抗原検査キットの活用を指導しているところであります。

県教育委員会としましては、引き続き、各学校における児童・生徒及び教職員の健康管理を徹底し、感染の可能性がある場合には、速やかに医療機関を受診させることで、安全な教育環境を整えてまいります。

次に、学校での生理用品の配布についてですが、県立高校では、保健室に生理用品を準備しており、養護教諭から配布する体制が整っていることから、必要とする生徒には、行き渡っているものと捉えております。

しかし、一部の学校では、返却を求めていることが判明したことから、無償で配布するよう指示し、改善を図ったところであります。

引き続き、各学校が生徒の実態に応じて、提供方法等に配慮することで、必要としている生徒に確実に生理用品が行き渡り、安心して学校生

活を送ることができるよう努めてまいります。

次に、高校生に対する運転免許取得支援についてであります。県内の雇用情勢が極めて厳しかった当時、就職支援の一環として国の交付金を財源とした緊急の対策を講じたものの、直近の県内における雇用情勢は、求人倍率が過去最高となるなど大幅に改善しており、現段階においては、こうした緊急的な就職対策を実施するまでには至らないものと認識しております。

県教育委員会では、家計の急変に対応するため、授業料免除や奨学給付金の支給を行っており、生徒の総合的な就職対策の必要性については、今後の新型コロナウイルス感染症の状況や、県内の経済雇用情勢を注視しつつ判断してまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

●十番（加賀屋千鶴子議員） 答弁ありがとうございます。幾つか質問させていただきます。

一点目の地域医療構想についてですが、本県の実情に合わせた医療提供体制を議論していくという答弁でございました。それは議論を重ねていっていただきたいと思えます。それと併せて、先ほども申しましたように、実際に病床削減の計画が明らかになり、それが進められようとしていいます。このときに、コロナで病床の臨時医療施設の準備を求めましたが、そのときには、医療人材の状況もあるので、一般の医療提供と整合をとって、今の医療施設の中で対応していく、それを検討していくということでした。一方で減らす方向を進めつつ、一方では拡大をしていかなくてはいけないというか、病床を確保していかなければいけないということが起こっているわけで、私が思うには、やはりそこに矛盾があると思うのです。ですから、今、このコロナ禍のこのときには、一旦、地域医療構想を進めることを止めて、きちんと住民の皆さんが心配なく療養できる、その体制を議論をしていくことに専念すべきだと思うのですが、その点について知事はどうお考えですか。

【知事（佐竹敬久君）】

●知事（佐竹敬久君） 交付金を支給しながら、若干の病床を縮小している。これは幾つかの民間の病院です。小規模、ここは、やはり民間なので、建て替え時に、これ以上大きくする、あるいは現状の病床を維持することによって、その地域の人口は減少するので、経営が難しいというのが民間の場合です。ただ、公的病院の場合は、今、そこまでは至っていませんが、地域によって今ある病床をどう統合するのか。感染症は、小さな病院があってもどうにもならないのです。欧米はなぜいいのか。三十万の人口に総合病院は一つです。一般の診療所はないのです。あと一般の診療所です。日本は中小病院が非常に乱立しています。これが今、コロナ受入れが非常に難しい。感染症を受け入れる場合は、大きい病院でなければできないのです。ですから、感染症対策と今の動きと、これは矛盾しない。逆に統合するほうが感染症には非常にいい。これが一般的な医療の現状ではないでしょうか。

●十番（加賀屋千鶴子議員） 今、矛盾はないとおっしゃいましたが、コロナの治療は済んだが、自宅に帰れないという事情だつてあるわけです。特に高齢者などについては、そういう事態があると思います。そうすると、地域に近い一般のところには、もう感染させる心配はないわけですから、そういう場合には、その地域の病院に転院をしていただいて、感染した患者さんを受け入れることなど、そういう役割分担を医療機関でやりながら進めていくことが重要だと思えますので、ぜひその点は、今の地域医療構想で議論する中でも、感染症に対応する、そのことについても議論をぜひ進めていただきたいと思えます。

質問を変えます。検査のことについて、教育長にお伺いします。

それぞれの学校で検査キットで検査をして——必要なときに検査をしていくということだったわけですが、以前お伺いしたときには、国で検査キットが必要ですかという確認があったときに、全ての高校では手を挙げなかったという情報を聞いたのですが、その辺、やはりその体制が

とれないのだとすれば、とれる体制をきちんと教育委員会としても準備をし、全ての学校でそういう検査をきちんとやっていく体制をつくっていくべきだと思います。それは高校だけでなく、小学校、中学校、保育所なども同じだと思いますが、その点について再度お伺いします。

【教育委員会教育長（安田浩幸君）】

●教育委員会教育長（安田浩幸君） 広く検査するのが大事ですが、例えば期間を置いて一律に全員するということまでは考えてない。ただ、必要に応じて、各学校で必要な場合に検査できるような体制は整えていかなければならない。そういうときに、国の検査キットを活用する——無償のものを活用するということはしてまずし、あと、学校単位で独自に抗原検査キットを準備することもありますので、さつき言ったように就職等で必要な場面、あるいは、ほかの場面で必要なときには、検査できるような体制は学校ではできていると考えております。

●十番（加賀屋千鶴子議員） 今、デルタ株に置き換わって、保育園でもクラスターが起こっています。ぜひ、国から届くそのキットもそうですが、やはり感染をまん延させないために、先手を打ってきちんと検査をしていくことが大事だと思いますので、そのための戦略、県の教育庁としてのガイドラインをきちんとつくって、感染を爆発させない取組をぜひお願いしたいと思います。その点については、いかがですか。

【教育委員会教育長（安田浩幸君）】

●教育委員会教育長（安田浩幸君） まず、感染させないということを重点に置きながら感染対策をするとともに、必要な場面で検査が速やかにできるような体制はとっていきたいと思います。

●議長（柴田正敏議員） 十番加賀屋議員の質問は終わりました。
暫時休憩いたします。

午後零時十分休憩

午後一時三十分再開

出 席 議 員	四十名		
一 番	小 野 一 彦	二 番	松 田 豊 臣
三 番	鳥 井 修 修	四 番	瓜 生 望
五 番	島 田 薫	七 番	住 谷 達
八 番	児 玉 政 明	九 番	薄 井 司
十 番	加 賀 屋 千 鶴 子	十 一 番	吉 方 清 彦
十 二 番	小 山 緑 郎	十 三 番	鈴 木 真 実
十 四 番	佐 々 木 雄 太	十 五 番	杉 本 俊 比 古
十 六 番	鈴 木 健 太	十 七 番	加 藤 麻 里
十 八 番	小 原 正 晃	十 九 番	佐 藤 正 一 郎
二 十 番	三 浦 茂 人	二 十 一 番	佐 藤 信 喜
二 十 二 番	今 川 雄 策	二 十 三 番	高 橋 武 浩
二 十 五 番	北 林 丈 正	二 十 六 番	竹 下 博 英
二 十 七 番	石 川 ひとみ	二 十 八 番	石 田 寛
二 十 九 番	東 海 林 洋	三 十 番	渡 部 英 治
三 十 一 番	原 幸 子	三 十 二 番	工 藤 嘉 範
三 十 三 番	近 藤 健 一 郎	三 十 四 番	加 藤 鉦 一
三 十 五 番	佐 藤 賢 一 郎	三 十 六 番	小 松 隆 明
三 十 七 番	三 浦 英 一	三 十 八 番	土 谷 勝 悦
三 十 九 番	鈴 木 洋 一	四 十 一 番	川 口 勝 一
四 十 二 番	鶴 田 有 司	四 十 三 番	北 林 康 司

地方自治法第二百二十一条による出席者

休憩前に同じ

●副議長（杉本俊比古議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第一、一般質問を継続いたします。一番小野議員の発言を許しま

す。

【一番（小野一彦議員）登壇】（拍手）

●一番（小野一彦議員） 人口減少に立ち向かう県民行動会議の小野一彦でございます。このたび一般質問の機会を与えていただきまして、誠にありがとうございます。そして、様々なお立場で御多忙の中、傍聴においでくださいました皆様方に心より感謝申し上げます。次第でございます。

それでは、早速、質問に入らせていただきます。

はじめに、人口減少対策としての賃金水準向上への道筋についてお伺いします。

四月十日、本荘地区の建築板金業を営む方を訪問いたしました。人手不足の中、人を確保し育てなければ、会社の十年後のビジョンが描けない。これまでは中途の職人を採用し継続してきたが、これからは若い人を育てなければと思いい、総合建設業の方々に混じって企業説明会に参加した。若い人を採用できても、これまでのように現場で早く即戦力になるように厳しく育てようとすればすぐ辞めてしまうため、三か月の間、板金の基礎を教え、現場訪問をするなど、育て方を変えた。建設業の下請けが多いが、職人の待遇を引き上げるためにも、板金業独自の格付を制度化することはできないだろうかという御意見をいただきました。

六月三十日、別の建築板金業を営む方を訪問いたしました。仕事はたくさんあり忙しいが人手が足りない。やる気のある若手を発掘し育てたいが、日々の仕事で精いっぱい。待遇をよくし、育成を後押しするような支援制度はないだろうかとの御要望もいただきました。

七月二十六日、県内の大学生約三十名と地域学をテーマにワークショップを行いました。「秋田に残るための環境・条件」について意見を交換をいたしました。学生の出身は県外出身者が九割、県内出身者が一割でした。全ての学生が「家賃や地代は東京と比べて低くても、食品をはじめ物価はほとんど変わらない。賃金水準が低いいため可処分所得は低い。この状況を変えることが残る条件です」という御意見でした。正直

なところ、私自身は、県内出身の学生さんには別の御意見も期待しておりましたが、やはり若者の定着のためには賃金水準を上げることが喫緊の、そして深刻な課題であると、私なりに実感した次第であります。賃金水準を上げること、これまでは労使交渉の一大テーマとして論じられてきましたが、今は、人口減少により人手が足りない、若い世代の地元活躍を増やして少子化に立ち向かわなければならぬ、社会全体の問題として取り組んでいくことが必要であると思いました。様々な業種、規模に応じた道筋があるかと思えます。

第三期ふるさと秋田元気創造プランは、平成三十年度から令和三年度までの四年間で、四つの元気をつくるとしております。一つ目は「人口減少抑制と地域を守る仕組み」、二つ目は「産業の稼ぐ力と雇用」、三つ目は「交流とその基盤となるインフラ整備」、そして四つ目は「健康・安心・人づくり」であります。

この四つの元気をつくるための重要な「横断的な視点」として挙げている項目の一つが、「賃金水準の確保や就労環境の改善等による女性や若者に魅力ある仕事の創出」であります。現行のプランではこの視点を踏まえた取組として、「あらゆる産業分野において、付加価値生産性の向上等を図ることにより賃金水準の改善を促していくことが重要」と明言しております。併せて、子育てや看護・介護と仕事の両立ができる職場など、就労環境の改善を図っていくことも大切としております。さらに同じく重要な視点として、企業や本人からの要望を踏まえた知識・技能習得のためのリカレント教育の重要性にも言及しています。

県では、新たなプランにおいて、県全体の賃金水準の向上を人口減少対策の大きな柱と位置づけ取り組むとしておりますが、これまでの現行のプランでも業種横断的に生産性の向上等に取り組んでいるのであります。例えば、昨年県が議会に報告した「令和元年度の主要な施策の成果」では、中小企業・小規模企業者の活性化と生産性向上に向けた成果として、経営の革新や事業拡充に向けた商工団体等の取組を支援し、百

三十一件の補助、あきた企業活性化センターでは、ワンストップサービスセンターとして高度な経営相談や企業の成長ステージに応じた約七千件の相談に応じたとしております。

一橋大学イノベーション研究センター編集の一橋ビジネスレビュー「働き方改革の本質Ⅱ脱低生産性・低賃金賃金を目指して」という文献では、企業が働き方改革を組織として進めている生産性向上の効果につなげるための取組として、柔軟な出退勤施策、テレワーク施策、業種の選別施策、ペーパーレス化などの業務効率化施策、ICT活用施策、経営トップビジョンの提示など二十九項目に分類し、成果を分析しております。本県で作成した「働き方改革企業事例集」や「ワーク・ライフ・バランス読本」等でも業務横断的な取組項目と効果を例示しており、例えばある不動産業では指示待ち傾向の社員が多く生産性が低かったことから、従業員のやる気、エンゲージメント診断を実施したところ、社内コミュニケーションスコアが低いことが判明し、対策を講じて社内改革が動いたなど、課題発見の方法や対策の実例が企業名とともに紹介されております。

七月十五日、ある建設会社を訪問調査しました。同社では、女性社員の産休・育休に備え同世代の代替職員を採用し、女性の取締役を置くほか、一定の社員には株式保有を認める。他市町村の企業の買収なども実施し、今後は官公需・民需の建設需要がある仙台方面の後継者不在の企業買収も視野に入れているとのことでした。この企業の取組事例は、働き方改革や両立支援、女性活躍及び企業経営革新の取組が一つのプロセスに融合していることを示しているものであります。

そこで知事にお伺いします。今後の秋田県全体の賃金水準向上への道筋の第一歩としてアンケートを実施することでしたが、それに加え、これまで取り組んできた事例について、単に好事例として共有するのではなく、「業種や課題に応じた形で販路開拓や新商品開発、買収・合併、業務効率・適正化、従業員エンゲージメント」などの成果につな

がった取組項目と、それらを後押しする各種支援策をセットした、いや「賃金水準向上に至る処方箋」を複数示した上で、県庁の各部で共有して社会全体に広げていくツールとして生かすべきと考えますが、知事のお考えをお聞かせください。

次に、建築・土木・板金など職人の生産性向上につなげるための「従業員の仕事直し支援」についてお伺いします。

この分野の業種の賃金向上を図るためには、企業経営者の立場のアンケートだけではなく、従業員の立場からも「生産性向上につなげる資格取得、技能向上等学び直し」のニーズを集め、官民OBなど指導人材の発掘と活用、技術専門校の出前訓練指導や助成制度創設など必要な対策を講じる必要があると考えますが、知事のお考えをお聞かせください。

次に、全県にこうした賃金水準の向上を横展開するための支援体制についてお伺いします。

県では、賃金水準向上のニーズを集めるとともに労使で意見交換をすると聞いております。意見交換した後は、各業界ごとに賃金水準向上に向け取り組むことになると思います。

令和二年一月、秋田県商工会連合会が公表した人手不足等に関する実態調査報告によると、人手不足に対して何も対応していないと回答した事業所の理由の約四割が「忙しくて考える余裕がない」、「資金不足だ」、「何から手をつけてよいか分からない」、「情報の入手先が分からない」等であります。社会全体で賃金水準向上に取り組むためには、支援体制が重要であることがよく分かります。

個々の事業所の取組を一步一步アシストするため、商工団体、業界団体、企業活性化センター、働き方改革推進支援センター、女性活躍・両立支援センター、福祉保健人材・研修センター等が情報を共有しながら、場合によっては現場に各専門家を同時に派遣するなど支援体制を強化する必要がありますと考えますが、知事のお考えをお聞かせください。

次に、県民から県議会に寄せられた意見に基づいてお伺いします。

県議会では、七月二十日から八月二十三日にわたり県民の皆様からの御意見を募集いたしました。お寄せいただいた御意見の中から、保育士と介護職員の方々の賃金等処遇改善について取り上げたいと思います。

御意見の内容は、「保育士と介護士は県内に専攻する学科が複数あるが、職務内容が過酷である割には給与水準が低く、同じ仕事をするなら他県のほうが給与が高いなどの理由で離職し、県外流出につながっているのではないかと。保育士は子育て世帯にとって育児負担が軽減できるため助かっているし、介護士は高齢者とその家族にとって頼みの綱である。この職種の方々は、働く世代の暮らしを支える重要なエッセンシャルワーカーである。若い女性が多く活躍する職場でもあり、こうした職種の方々の処遇を改善すべきである。そのことにより、「秋田県では介護福祉・保育関係に就職するといいらしいよ」というような定評が得られれば、隣県からの人口流入も見込まれるのではないかと。若い女性の就業者数も増えて結婚・出産を希望する方々も増え、少子化抑制につながるのではないかと」というものであります。

私はこの御意見をいただき、まず日本保育協会北海道東北ブロック過疎地域保育対策委員会の委員の方からお話をお聞きしました。その方からは、「秋田市や由利本荘市でも人手不足になっている。東京や首都圏で就職してしまうことから、秋田市の施設の中には秋田県出身者が学ぶ他県の学校に行つて人材確保に努めているところもある。その背景には、保育士の需要が高まっている首都圏等都市部との賃金格差や宿舍借りにげ制度の充実などがある」とのことでした。

保育人材の確保については、県のプランの中で、「社会全体で子育ての安心を支える仕組みづくり」の取組①の待機児童ゼロの実現の一環と位置づけ、「修学資金の貸付や免除」、「保育士等のキャリアアップ研修の導入」、「技能・経験に応じた処遇改善」、「ICT化による保育士等の業務負担の軽減」、「保育士等に対する相談体制に取り組み」ほか、「保育士が安心して働き続けることができるよう、出産休暇

及び病気休暇等を取得する保育士等の代替職員を任用する事業者への助成制度」などで人材確保に取り組んでいるところであり、

秋田県の保育士の月の平均賃金は、令和元年の段階で、三七・八歳で二十万五千七百円、全国では三十七歳で二十四万三千五百円となっており、全国を百とした場合、秋田県の給与は八十四・四となっており、有効求人倍率は、昨年八月現在で有効求人数二百四十四名に対し、求職者数が百四十三名。倍率一・七一倍となっております。保育士を養成する大学、短大は県内に三校あり、令和二年度卒業生百六十五名のうち、県内の保育園等に就職された方は百三十名。県内就職割合は約八〇％となっております。人口減少が著しい秋田県にとって、残り二〇％の方々にも秋田県で活躍してほしいと思います。また、コロナが落ち着けば一度県内に就職した方々も離職し、県外へ出る動きも出てくるのではないかと危惧する向きもあります。

先ほどの働き方改革の事例として紹介されている県内のある保育園では、トヨタ方式を採用し収益構造の見直しと初任給のアップ、労働時間の削減、教育制度の充実にトータルで取り組み、三名の新卒採用という成果を上げています。これは、国の処遇改善加算制度をフルに活用しながら、併せて独自の取組を行った好事例と認識しております。

そこで教育長にお伺いします。保育士の処遇改善の問題を企業経営への支援といった観点からの取組も広げべきと考えます。すなわち、働き方改革、仕事と子育ての両立及び女性活躍のトータルな視点で、先ほど述べた好事例のように、採用や継続雇用、保育士の満足度に貢献する各取組項目を明確化しながら、各保育事業所・関連団体や養成校と共有し、社会に横展開する。そして場合によっては経営多角化への支援などにも取り組むべきではないでしょうか。これまでの処遇改善等の取組と併せ、教育長のお考えをお聞かせください。

次に、介護職員の賃金等処遇改善についてお伺いします。介護職員の賃金は、公定価格である介護報酬の中から支払われており、

地域によって報酬に差はあるものの、現在は処遇改善加算等の取得が進み、賃金水準は改善傾向にあります。

先日、ある介護事業所を経営している方から次のようなお話をお聞きしました。処遇改善加算制度をフル活用し賃金アップにつなげているが、それでやっと平均的な企業と肩を並べる状態であり、そうした中で社会全体が人手不足なため、他の業界と若い人の争奪戦の様相を呈しているとのお話でした。

公益財団法人介護労働安定センターによる令和二年介護労働実態調査により、全国平均賃金は二十二万一千五百五十五円。秋田県における同賃金は十九万七千六百三十円で、全国を百とした場合、八十九となっております。また、県内四つの大学、短大、高校専攻科及び高校福祉科の令和二年度卒業生は七十九名で、うち県内就職者は六十四名、八一％となっております。

秋田県の介護保険事業支援計画では、介護職員の需要について、本県では超高齢化と生産年齢人口の減少により介護人材の需給ギャップが広がり、介護職員が今後さらに不足することが見込まれることから、これに対応するための人材確保対策が喫緊の課題となっている。毎年約三千人の介護職員が離職し、うち約七割が他産業へ転職していると推計されており、今後介護人材の需要は特に首都圏をはじめとして全国的に伸びていくことが見込まれることから、職場定着の取組による人材の流出の防止が必要となつていっています。このため、県では、対策として「介護サービス事業所認証評価制度の普及」、「地域住民に対する介護の仕事の理解促進」、「中学・高校生等を対象とする職場体験の実施」、「介護職のスキルアップ研修の実施・支援」、「介護ロボットの導入」等に取り組んでおります。

令和二年の政策評価によると、令和元年度時点での目標とする介護職員二万三千三百人に対し、二万二千六百二人となっております。これまでの人材確保・職場定着の取組について課題としては、人材の受皿であ

る事業所との連携が不十分で、人材の新たな参入や定着が進んでいないと認識しているようです。

先日、ある介護事業所の経営者に「介護保険の公定価格で収入が規定されている介護事業所にとって、経営内容がよく職員の給料を上げる事ができる事業所とはどのような事業所でしょうか」とインタビューをいたしました。その答えは「基本は一般企業と同じです。介護事業所で利用者の方に事故があつて入院され空床になるなどを回避できる事業所は、経営者の理念、ビジョンの提示、加算制度等の有効活用など経営計画策定・実践、個々の職員の業務への使命感や納得感、人材育成、組織内のチームワークが整っています」とのことでした。こうした事業所が増えていくことが、社会福祉の使命感に燃える若者の地元定着につながるものと考えます。

県では、介護サービス認証評価制度を創設し普及しています。評価基準として「求める人材の明確化」、「人材のキャリアアップと育成支援」、「職場環境の整備と両立支援」、「地域交流・地域貢献とコンプライアンス」を柱とし、それらを具体化するための基準により認証評価しており、まさに先ほど御紹介した経営者の方が目指す事業所モデルでした。現在認定された事業所は四十九法人。全体の法人数の七百四十四法人の六・六%です。

県では認証された事業所の職員の方々に出演していただき、動画により介護職を目指したきっかけ、キャリアパス、社内外の研修会、長期の育児休暇や産後のスムーズな出勤につながる配慮、柔軟なシフトによる家族との時間の確保などについて発信されておりました。とても分かりやすく県民に響く内容だと思えますが、視聴件数からするとまだまだ県民に浸透させる余地があると思えます。先ほどの保育士の好事例と同様に、働き方改革、仕事と子育て両立、女性活躍の好事例でもあります。

この動画に出演する事業所をもっともっと増やし、県内外で暮らす若者たちにもより一層周知すべきと考えますが、これまでの介護職の処遇改

善への取組と併せて認証事業所を増やす対策等について、健康福祉部長にお伺いします。

次に、働き盛り世代の脳卒中罹患者のリハビリ体制等についてお伺いします。

五十歳前後の二人の県民の方からの御意見いただきました。お一人は県北に在住の方、四年前、重症の脳卒中を発症し入院。急性期を経て、現在は半身麻痺の状態です。一人は由利本荘市在住の方で、昨年、重症の脳卒中を発症しております。こちらの方も急性期を経て、現在は半身麻痺の状態です。老人保健施設に入所しております。いずれも御家族は高齢の方で、施設に同じ世代の方はおらず、何か将来へのビジョンが見いだせないまま暮らしています。世の中には、仕事が多忙で残業続き、夜遅く帰宅する毎日、思わぬ形で発症し命は取りとめたものの、何か「心が漂流したような状態で毎日をお過ごしている」、このような方々はまだいらつしやるのではないのでしょうか。このような、二十歳代から五十歳代等の働き盛り世代がお互いを励まし合いながら、それぞれのプログラムを実践して、少しずつ「できることが増え」、いずれかは何らかの仕事に就く、あるいは元の職場に復帰するようなケアプランの作成・実行が可能なリハビリ体制の面的なネットワーク化ができないものではないでしょうか。

去る八月、大仙市にある「大曲リハビリテーションクリニック」を訪問しました。まさにこのようなニーズに答えてくれる専門機関でありました。医療保険、介護保険と同時に、場合によれば自費のリハビリも提供しながら、個々のニーズ・生活目標に対応したりリハビリを提供しておりました。こうした機関とケアマネージャーや各種相談窓口、事業所等とのネットワーク化、仕事への復帰プログラムの共有化などを秋田市など都市部以外にも浸透させるべきと考えます。

先ほど保育士、介護士の処遇改善でも申し上げましたが、秋田は今、人口減少で、働き盛り世代は貴重な存在です。県内における働き盛り世

代で脳卒中を発症された方々の家庭や仕事への復帰を実現させるためのリハビリのネットワーク化など施策の展望について、健康福祉部長にお伺いします。

次に、高校の進学予定者を対象とした企業説明会についてお伺いします。

この取組については、一昨年の一般質問で、由利地域振興局管内での取組を全県に展開すべきと質問させていただき、知事からは、実施地域の拡大と参加企業に対するインターンシップの受入れなどを働きかけるとの答弁がありました。

五月九日、八月二十八日の二回にわたり、首都圏で活躍する若者と県内企業との出会いの会を県民行動会議主催で実施いたしました。東京・新潟の若者十数名と、秋田市、由利本荘市、にかほ市、大仙市の企業計八社に参加していただきました。若者たちは、「県内企業のことを初めて知った」、「知ることができてよかった」、「オンラインでもじっくり意見交換できてよかった」という感想を得ました。改めて、一度秋田を出てしまえば、とたんにつながりが希薄になる事実を知り、やはり高校生の段階で県内企業の方々を知る場が必要だと感じました。

高校の進学予定者を対象とした企業説明会について、昨年度から全県で実施し、今年度も実施する方針と伺いました。ある高校の校長先生からは、他の地域の企業説明も聞きたいとの御意見もありました。昨年度実施してみての成果や課題をどう捉え、実施方法やその後のフォローアップをどう進めていこうとされているのか、あきた未来創造部長にお伺いします。

最後に、県の管理するインフラ資産等と地質・歴史・文化財資源を組み合わせた観光についてお伺いします。

県がホームページで公表しております「令和元年度秋田県の財務書類」の連結貸借対照表によると、電気など公営企業資産全てを含んだインフラ資産、有形固定資産額が秋田には一兆三千三百八十億円あるこ

とが分かります。秋田は何もないわけではなくて、県土が広い分だけ県民の移動に必要な資産、自然や災害と闘う、あるいは利用する資産が、関係者の熱意や優れた技術・努力によって全県に広がっていることを莫大な金額で知ることができます。

本年五月、二度にわたり、こうした秋田県のインフラ資産等と地域資源を組み合わせた着地型観光の可能性について調査をいたしました。

まず五月三日、秋田元気ムラの一つ、にかほ市の「横岡」を訪問しました。秋田県の多様な地域コミュニティである元気ムラの宝を紹介する元気ムラサイトには、東成瀬村「椿台」の明通橋、横手市「戸波」の戸波橋、湯沢市「秋ノ宮」の川井橋などインフラ資産も各地区の景観・歴史などと関連づけられてお宝として紹介されております。同サイトのマップをプリントアウトし向かったのは、本県砂防事業発祥の地、奈曾川であります。友人の案内とサイトの取材記事を参照しながら、県内初の砂防堰堤、そして県内で一番長い堤長の堰堤などを見学しました。標高一千五百五十四メートルの稲倉岳を源流として延長十二キロで河口に至る急流河川。昔から大雨の都度、土石流災害に悩まされていたことから、昭和八年に救農事業として実施されたことなどについて説明を受け、自然災害の恐ろしさとインフラの大切さ、そして工事に関わった方々の大変さを学ぶことができました。奈曾川の砂防施設群は圧巻であり、河川公園も整備され、砂防工事のうたが刻された銘板とモニメントもありました。友人からは横岡の伝統行事などについても説明を受け、充実した学びとなりました。

また、五月二十八日、県が経営する玉川発電所を見学しました。職員の方による電気の基本、水力発電の種類、発電の仕組み、ダム取水口等の説明を受けました。使用水は放水路から川を通じて次の発電所で有効利用されることなどについても学ぶことができました。私は、この見学で他の水力発電所も見たいと思うようになったものであります。終了後、田沢湖畔を経由し、駅前食堂でダムカレーを堪能いたしました。

水力発電所は、このほか由利本荘市土地改良区で管理する西目の小水力発電所なども含め、全県に広がっております。橋では湯瀬五橋のほか、桁を外から補強する橋としては建設当時国内最大級であった蟹沢大橋など、こちらも特徴ある橋があります。また、私の地元の橋には、伝説に裏づけられた名前ものいい橋という橋もあります。また、最近ではJRなど関係者との調整を行いながら複数の施工業者が力を合わせ完成させた手形陸橋など、規模や橋のタイプ・工法・技術だけではなく、振動、騒音、交通対策などトータルなマネジメントで遂行されたストーリーを知れば感動する方は多いと思います。水道水と用水とを分ける滝の頭の円形分水施設、金浦温水路など意味を知られば学びが広がる土地改良施設も数多くあります。

そうしたインフラ資産と組み合わせ、例えば鳥海町の法体の滝、檜山の滝などジオサイトや笹子地区の赤館など歴史資源も組み合わせれば、県内全域に観光コンテンツが広がります。他県では九州電力が「電力インフラツアー」と銘打って、発電所、ダムと古墳を組み合わせた商品を販売しております。外国人にも大人気の埼玉県の首都圏外郭放水路では、受入態勢として施設の管理者ではなく民間事業者が対応するとともに、専門のガイドを養成し付加価値を高めております。

コロナ禍で私たち県民自身が地元の資源に目を向けることができました。このようなときこそ、コロナの危機をチャンスに変えるため、全県に広がる私たち足元のコンテンツでもある堰堤、ダム、橋、トンネル、発電施設、土地改良施設などを自然や防災、そしてなりわいとの関わりについて学びを広げていく。併せて、ジオパーク、世界遺産、日本遺産、神社仏閣、城跡などと組み合わせ、様々な地元にお金が落ちるような観光の仕組みを構築していくべきと考えます。具体的には、当該建設工事に携わった方々や橋やダムの種類や工法に詳しい方々によるガイドの養成や、島根県庁のように県のホームページにドローン撮影による動画掲載、官民データ活用推進基本法によるオープンデータとして「橋等の

種類、技術、歴史、事業費、施工年月日など」を公開することを提案いたします。こうした取組を、まずは秋田県民がお客と受入れ側の二つの立場で広げていくことにより、県民の秋田県への肯定感の醸成や建設関連の人材確保にもなりますし、コロナが落ち着いた暁にはインバウンド観光の受皿にもなると思います。知事のお考えをお聞かせください。以上で私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

●副議長（杉本俊比古議員） 県当局の答弁を求めます。

【知事（佐竹敬久君）登壇】

●知事（佐竹敬久君） 小野議員の一般質問にお答えを申し上げます。人口減少対策としての賃金水準向上、その処方箋の横展開についてであります。

賃金水準の向上については、製造業、商業・サービス業による公労使会議やアンケート調査での意見に加え、これまでの好事例や具体的な支援策を集約し、業務提携や協業化、M&A、人材育成、業務改善、創意工夫など業種を問わず活用できる共通事項を分析することにしております。

県としましては、「新秋田元気創造プラン」の策定に当たり、こうした分析結果を全庁で情報共有を図るとともに、許認可や施設基準など様々な制度や制約を踏まえ、各業種に即した支援制度を構築することで、賃金水準の向上を図ってまいります。

次に、従業員の学び直し支援でございます。

県では、技術専門学校において、建設機械の運転に係る資格取得や設計・製図の技能習得など、多様な訓練機会を提供しているほか、各地域の職業能力開発団体が行う建築・土木分野の職業訓練や、建設産業団体が行う若手や中堅技術者を対象にした資格取得研修に対する助成を行っております。

また、国においても、熟練技能者の企業への派遣や在職者訓練の実施

など、従業員のスキルアップのための支援を行っております。

学び直しによる新たな知識や技能の習得は、企業の生産性向上につながるほか、個々のキャリアアップや待遇改善を図る上でも重要であることから、今後とも労使双方のニーズ把握に努めながら、職業訓練の充実や出前講座の実施など、学び直しを支援してまいります。

次に、支援の体制でございます。

これまでも企業支援においては、企業からの相談事項や要望内容に応じて、制度融資や助成、専門家派遣など各種支援制度の紹介や利用のサポートに関して、関係機関が情報共有しながら対応してまいりました。

今後、賃金水準向上の支援策については、商工団体など、各業種に精通した経営指導等の専門家を中心に、労務管理や働き方改革、職場環境整備など個々の企業ニーズに対応し、各関係支援機関が連携した伴走型の支援に努めてまいります。

次に、インフラ資産等と地質・歴史・文化財資源を組み合わせた観光でございます。

県内各地のインフラ資産の魅力を広く情報発信することは、社会資本整備に対する県民の理解を深めることに加え、建設業のイメージアップにつながり、担い手の確保にも結びつくものと考えております。

このため、県では、ダムカードや県のウェブサイトを通じ、ダムの形式や事業規模、建設に至る経緯等の情報を提供するなど、インフラ資産に関する積極的な広報活動に努めているところであります。

また、県内には、国の重要文化財に指定されている秋田市の藤倉水源地水道施設をはじめ、多くの歴史的な土木構造物が残されているほか、現在、全国に先駆け、大規模な洋上風力発電所の建設が進められており、これらは、観光資源としても活用できるものと考えております。

今後は、こうしたインフラ資産について、ダムや発電所等のふだんは見学することのできない管理施設を公開するなど、魅力アップを図るとともに、観光資源としての価値を見極めながら、市町村や地域住民と協

力し、周辺の地域資源と組み合わせた新たなツーリズムの可能性を探ってまいります。

私からは以上でございます。

【あきた未来創造部長（小野正則君）登壇】

●あきた未来創造部長（小野正則君） 私からは、高校の進学予定者を対象とした企業説明会についてお答えいたします。

高校生については、これまで就職希望者を中心に、職場見学会や企業説明会等を実施してきましたが、進学希望者についても進学前に地元就職を意識してもらうため、昨年度から、進学者の多い高校の一年生に対し、学校単位で企業経営者の講話や企業説明などの企業ガイダンスを実施しております。

実施した七校の約一千五百人の生徒からは、「地元企業の魅力を知ることができた」、「将来の就職先として考えたい」といった感想が寄せられた一方で、参加企業のエリアや業種の拡大を求める声があったことから、今年度実施予定の十一校については、生徒等のニーズを踏まえ、高校の所在する地域以外の企業を含め、幅広い企業の参加を求めてまいります。

また、県外大学等へ進学後は、地元就職を具体的に検討してもらうため、あきた学生就活サポーターによる県内就職情報の提供や、対面型とオンラインを組み合わせた就活イベントの実施等により、継続的に県内企業とのマッチングを行っていくことにしております。

さらに、昨年度、県就活情報サイト「こっちゃけ」を改修し、学生がサイト上で、県内企業に直接インターンシップの申込みができるようにしたほか、「インターンシップ導入セミナー」や「ウェブ導入セミナー」を開催し、県内企業の魅力発信力の向上にも取り組んでいるところであり、引き続き、企業や教育委員会等と連携を図りながら、オール秋田で県外大学等進学者の県内回帰に努めてまいります。

私からは以上でございます。

【健康福祉部長（佐々木薫君）登壇】

●健康福祉部長（佐々木薫君） 私からは、二点についてお答えいたします。

はじめに、介護職員の賃金等処遇改善についてであります。介護ニーズの拡大が見込まれる中、サービスの質の向上を図っていくためには、多様な人材をより多く確保する必要があることから、県では、処遇改善や人材育成等を進めるための基盤となる「介護サービス事業所認証評価制度」を推進してきたところであり、制度への参加を宣言した事業者は百二十を超えております。

認証取得事業者の取組については、これまで新聞の特集記事や動画配信、SNS広告などにより周知を図っておりますが、今後は、より多くの好事例を動画により紹介するほか、ハローワークでの放映や活情報サイト「こっちゃけ」の活用などの様々な取組により、県内外の若者等に向け、処遇改善が進む介護事業者の情報をより幅広く発信してまいります。

次に、働き盛り世代の脳卒中罹患者のリハビリ体制等についてであります。脳卒中の患者数は、全体的に減少してきてはいるものの、人口十万人当たりの死者数は全国平均を大きく上回る状況が続いており、依然として、脳卒中対策は、県民の命と健康を守る上で重要な課題の一つであると認識しております。

こうした認識のもと、県では昨年度、「秋田県循環器病対策推進計画」を策定し、専門的なりハビリテーションの充実のほか、市町村が実施している多職種連携による自立支援のための検討会の開催や、職場復帰を目的とした職業訓練など、「地域包括ケアシステム」の視点も踏まえた、総合的な対策を実施することにしております。

このほか、リハビリテーション・精神医療センターでは、リハビリロボットを活用し、社会復帰に向けた機能回復訓練を実施しているほか、医療・介護・福祉関係者に対して、訓練の活用を促進するための研修等を実施し、関係機関との連携を強化しております。

就労世代への支援については、医療・介護に限らず、様々な専門機関との連携が重要であることから、「秋田県循環器病対策推進協議会」において、リハビリテーションの連携について協議してまいります。私からは以上であります。

【教育委員会教育長（安田浩幸君）登壇】

●教育委員会教育長（安田浩幸君） 小野議員から御質問のありました保育士の賃金等処遇改善についてお答えいたします。

県教育委員会では、保育士等の処遇改善を図るため、技能・経験に応じた加算額を負担するとともに、加算認定の要件となる研修を実施しております。

また、施設においては、産休・病休代替職員、保育補助者の雇用にかかる補助事業や園児の登降園管理事務等のICT化に要する経費の助成制度などを活用することにより、保育士等の負担軽減を図り、安心して働き続けることができる職場環境づくりに取り組んでいるところであります。

これらの取組により、有効求人倍率の改善や新卒者の県内就職率の上昇が見られることから、更なる人材確保に向けた対策を、関係団体と連携し、一層充実させることが重要であると認識しております。

県教育委員会としては、保育士等の処遇改善について国に要望するとともに、支援制度の周知徹底を図るほか、運営体制や経営の改革に着目した先進事例の紹介や、多様で柔軟な働き方に向けた研修の実施など、施設の業務改善を促す取組を進め、魅力ある職場環境づくりを支援してまいります。

私からは以上であります。

●副議長（杉本俊比古議員） 一番小野議員の質問は終わりました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後二時十四分散会